資料No. ２－２

パブリック・コメント制度による

「第二次富士市空家等対策計画（案）」

に対する意見募集について

● 意見募集期間　令和８年１２月１日（火）から令和９年１月４日（月）まで

● 意見の提出方法

直接の場合	富士市役所７階　住宅政策課へ
郵送の場合	〒４１７－８６０１ 富士市永田町１丁目１００番地 富士市都市整備部住宅政策課あて
ＦＡＸの場合	０５４５－５７－２８２８
Eメールの場合	to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ

● 意見の記載方法　様式は問いませんが、案件名「第二次富士市空家等対策計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和８年１２月

富士市 都市整備部 住宅政策課

第二次
富士市空家等対策計画

令和９年３月　富士市



目次

第１章　はじめに ……1

１－１　策定の背景と目的
１－２　位置付けと役割
１－３　計画期間
１－４　計画の対象

第２章　空き家等を取り巻く現状 ……5

２－１　空き家等を取り巻く社会動向等
２－２　本市の空き家の現状
２－３　富士市空き家実態調査
２－４　空き家所有者アンケート調査
２－５　後期計画の取組

第３章　空き家対策の課題と改定の基本的な考え方 ……33

第４章　基本理念・基本目標……37

４－１　基本理念
４－２　基本目標

第５章　推進する対策 ……41

５－１　「予防の推進」の取組
５－２　「適正管理・除却の推進」の取組
５－３　「利活用の推進」の取組
５－４　成果指標

第６章　対策の実施体制……55

６－１　市民等からの相談への対応と対策の実施体制
６－２　官民連携の体制づくり
６－３　特定空家等に対する措置などを審議する体制
６－４　計画の検証と見直し

参考資料 ……59

１．計画策定の体制及び経過

第 1 章

はじめに

1－1　策定の背景と目的
1－2　位置付けと役割
1－3　計画期間
1－4　計画の対象

1－1　策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化などを背景に、全国的に空き家が増加しています。

適切な管理が行われていない空き家は、防災・防犯や景観、生活環境に影響を及ぼす一方、地域資源として利活用できる可能性があり、空き家対策の重要性が高まっています。

このような背景から、国は、平成 26（2014）年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）を公布しました。これを受けて本市は、平成 29（2017）年度に富士市空家等対策協議会を設立し、平成 30（2018）年度から「富士市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防、適正管理、利活用に取り組んできました。また、令和 3（2021）年 3 月には「富士市空家等の適正管理に関する条例」（以下「空家条例」という）を制定し、令和 5（2023）年度からは「富士市空家等対策計画（後期計画）」に基づき、空き家対策を計画的に推進してきました。

その後も全国的に空き家の増加が続いていることから、国は、除却等の促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を強化するため、令和 5（2023）年に法改正を実施しました。改正法では、「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家の除却等」を柱として対応を強化しました。

こうした社会情勢の変化や法改正の状況、現計画の計画期間満了を踏まえ、これまでの取組を検証するとともに、今後の空き家対策を総合的かつ効果的に推進するため、「第二次富士市空家等対策計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

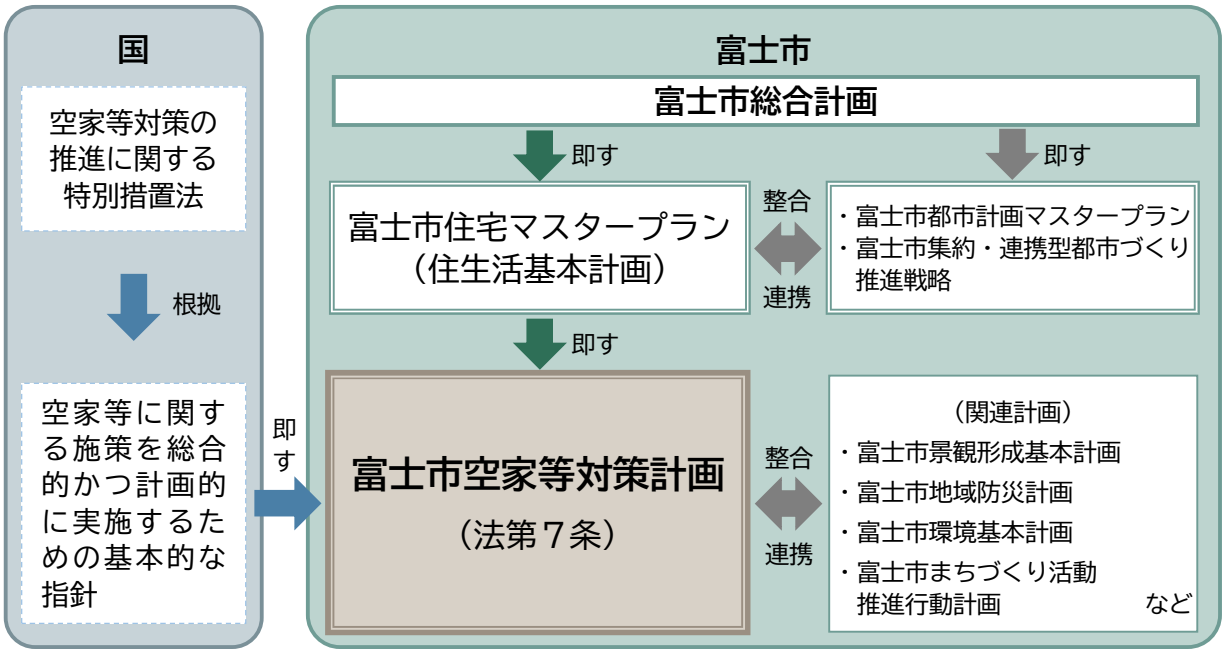
なお、本計画では、法令・制度等の正式名称を除き、「空き家」の表記を使用します。

国の動向	富士市の動向
平成 26 年 11 月 空家等対策の推進に関する特別措置法公布（平成 27 年 5 月全面施行）	平成 29 年 富士市空家等対策協議会設立 平成 30 年 3 月 富士市空家等対策計画策定 令和 3 年 3 月 富士市空家等の適正管理に関する条例制定 令和 5 年 3 月 富士市空家等対策計画後期計画策定
令和 5 年 6 月 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律公布（令和 5 年 12 月 13 日施行）	令和 6 年 3 月 富士市空家等の適正管理に関する条例改正 令和 9 年 3 月 第二次富士市空家等対策計画

1－2　位置付けと役割

本計画は、法第７条に位置付けられる空家等に関する対策についての計画（空家等対策計画）であり、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して策定する計画です。

また、本市の最上位計画として策定した「富士市総合計画」と、これに即して策定した、本市の住宅政策全般の基本方針を定める計画である「富士市住宅マスタープラン（住生活基本計画）」との整合性を図りつつ、本市の状況や課題等を踏まえて、今後の空き家等に関する方針や実施体制等を定めるものであり、今後の空き家対策を展開するためのガイドラインとしての役割を担うものです。



1－3　計画期間

富士市総合計画における住宅関連分野の総合的な計画として令和８（2026）年度に策定した第三次富士市住宅マスタープランとの整合性を確保するため、本計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします。

計画＼年度	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
第六次富士市総合計画	第六次富士市総合計画 R4 年度～R13 年度					第七次富士市総合計画 R14 年度～R23 年度				
第三次富士市住宅マスタープラン	前期計画 R9 年度～R13 年度					後期計画 R14 年度～R18 年度				
第二次富士市空家等対策計画	R9 年度～R18 年度									

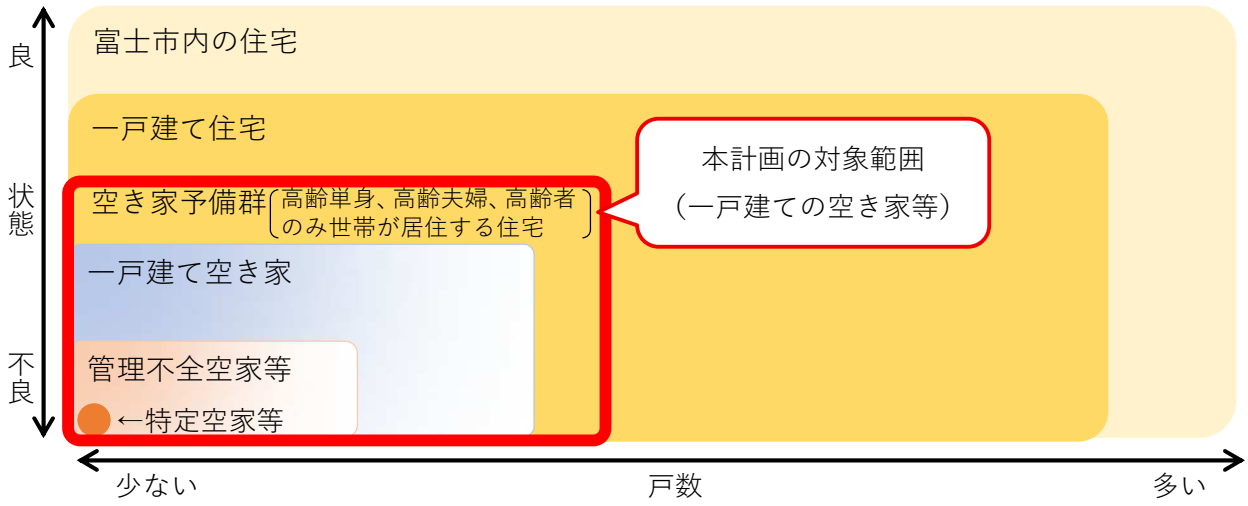
1－4　計画の対象

（1）計画の対象地区

空き家対策を総合的に進めるために、本計画の対象地区は「富士市全域」とします。

（2）計画の対象とする空き家等

本計画では、空き家等のうち、「一戸建ての空き家等」を対象とします。さらに、空き家等の利活用や適切な維持管理などの対策については、空き家となってしまうことを予防する対策でもあることから、空き家となる見込みのある「一戸建ての住宅等」も対象に加えることとします。なお、「長屋」や「集合（共同）住宅」は、当該住宅の全ての住戸が空き家となった場合、本計画の対象とします。



管理不全空家等

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



特定空家等

そのまま放置すると倒壊等のおそれがある状態。



資料：国土交通省「空き家対策特設サイト」

第 2 章

空き家等を取り巻く現状

２－１　空き家等を取り巻く社会動向等
２－２　本市の空き家の現状
２－３　富士市空き家実態調査
２－４　空き家所有者アンケート調査
２－５　後期計画の取組

2－1　空き家等を取り巻く社会動向等

空き家等を取り巻く社会動向等として、全国的な社会動向等の変化や本市における人口・世帯数の状況について整理します。

（1）全国的な社会動向等の変化

近年における全国的な社会動向等の変化は、以下のとおりです。

人口推移　高齢化を背景に、親が不在になった実家が空き家等になるケースが増加

・高齢化率は、全国平均で 29.4%（令和 7（2025）年　国勢調査）となっており、年々上昇傾向が続いています。
・高齢者の増加に伴い、マイホームを建てた親世代が施設などに転居したり、亡くなったりして不在になり、空き家等になるケース（使用目的のない空き家）が増えています。



住まい方　コロナ禍を経て、働き方やライフスタイルの多様化が加速

・働き方改革の進展等により、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まる中、コロナ禍を契機として、テレワーク等を活用した地方・郊外での居住のほか、二地域居住をはじめとする複数地域での居住が広がりつつあります。
・国土交通省が令和 3（2021）年に実施した実態把握調査によると、移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ「関係人口」について、全国の 18 歳以上の居住者(約 10,615 万人)のうち、約 2 割弱(約 1,827 万人：推計値)が特定の地域を訪問している関係人口（訪問系）であり、全国を大規模に流動しています。
・新しいライフスタイルや働き方の受け皿として空き家等を利活用しようという取組が全国的に活発になっています。

自然災害　災害の頻発化・激甚化にともなう空き家リスクの増大

・令和 6 年水害統計調査（国土交通省）によると、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額は全国で約 7,700 億円（暫定値）となり、平成 27 年～令和 6 年の過去 10 カ年で見ると 3 番目の被害額となっています。
・近年は自然災害の頻発化・激甚化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行にともなって、この傾向が続くことが見込まれています。
・適切に管理されず放置された空き家等は損傷しやすく、台風で外装材や屋根材が飛んだり、地震により倒壊したりする危険性が高くなります。また、建物倒壊は、避難や応急活動の妨げとなるリスクもあります。

（2）国の動向

平成 27 年の法の施行以降、空き家対策は「特定空家等」の除却・適正管理を中心に進められてきました。しかし、空き家の増加が続く中、令和 5 年の法改正では、危険化する前の予防的対応と地域資源としての利活用を重視する方向へ大きく転換され、空き家の発生予防や管理の確保、利活用の促進に向けて、以下のような制度等が新たに創設されました。

■ 改正法の概要

○ 所有者の責務強化

▶ 現行の「適切な管理の努力義務」に加え、**国、自治体の施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

① 空家等活用促進区域　（例）　中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

▶ 市区町村が**区域**や活用**指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進
⇒安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制等**を合理化

▶ 市区町村長から**所有者に対し**、指針に合った**活用を要請**

② 財産管理人による所有者不在の空家の処分

③ 支援法人制度

▶ 市区町村長が NPO 法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人**に**指定**

▶ 所有者等への**普及啓発**、市区町村（※）から情報提供を受け所有者との**相談対応**　※事前に所有者同意

▶ 市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

① 特定空家化（※）を未然に防止する管理　※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

▶ 放置すれば特定空家になるおそれのある空家（**管理不全空家**）に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**

▶ 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例（1/6 等に減額）**を**解除**

② 所有者把握の円滑化

▶ 市区町村から電力会社等に情報提供を要請



窓が割れた
管理不全空家

3. 特定空家の除却等

① 状態の把握

▶ 市区町村長に**報告徴収権**（勧告等を円滑化）

② 代執行の円滑化

▶ 命令等の事前手続を経るいとまがない**緊急時の代執行**制度を創設

▶ 所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、確定判決なしで**徴収**

③ 財産管理人（※）による空家の管理・処分（管理不全空家、特定空家等）

▶ 市区町村長に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。（注）民法上は利害関係人のみ請求可



緊急代執行を要する
崩落しかけた屋根

資料：空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律概要資料（国土交通省）を基に作成

（3）上位・関連計画の方向性

住宅分野の上位計画である「第三次富士市住宅マスタープラン」の基本目標の中で、本計画において特に踏まえるべき内容は、以下のとおりです。

住まい	空き家の発生予防、適正管理、利活用の一体的推進による有効活用
住環境	空き家の適正管理と利活用による、安全・安心で良好な住環境の維持・向上
ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ※	空き家の利活用による市民の居住の安定と地域コミュニティの維持

■ 第三次富士市住宅マスタープランの住宅政策の理念と目標

住み継ぐ 富士市 ～ ともにはぐくみ、ともにいかす ～

住まいの視点 基本目標 1 多様な住宅ストックの質・安全性の向上と利活用

- ●リフォーム等による既存住宅の質・性能の向上により質の高い住宅ストックの増加を目指します。
- ●住宅の省エネルギー性能の向上や環境にやさしい住まい方の普及、地域産材の活用などにより、住宅分野の環境負荷を低減します。
- ●市民や移住希望者などのニーズに合わせた多様な住宅ストックを確保していきます。
- ●空き家化抑制や所有者などの実情に応じた効果的な対策を進め、空き家をうまく活かすとともに、地域に及ぼす悪影響を抑制します。
- ●マンションについては適正な維持管理に向けた取組を進めます。
- ●耐震性能の向上など、災害に強い住宅ストックの確保等を目指していきます。

住環境の視点 基本目標 2 誇りとともに住み続けられる良好な住環境の創出

- ●まちづくり分野とも連携して生活の利便性を高めるとともに、流域治水の考え方に基づき、近年頻発・激甚化する自然災害などに対する安全性や、地域コミュニティなどとの協働による防犯性の向上を目指します。
- ●富士山や駿河湾などの美しい景観、生活に潤いと安らぎを与える緑などを地域コミュニティなどとともに育み、活かしながら、快適に誇りを持って暮らすことのできる住環境を創っていきます。
- ●まちなかにふさわしい商業・業務・居住機能の創出や、安全・安心・快適な移動環境の確保などにより、住み続けられる良好な住環境を維持していきます。

セーフティネットの視点 基本目標 3 誰もが安心して暮らし続けられる住まい・コミュニティの充実

- ●高齢者や障害者の同居する世帯の住宅改善を促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した住宅の普及・啓発を進めます。
- ●若者・子育て世帯などが、安心して暮らし続けられる住まいや地域コミュニティの充実を目指します。
- ●市営住宅の再編と適切な管理運営、有効活用を促進し、住宅セーフティネットの役割を果たします。
- ●民間住宅市場においても空き家や空室等が増えていることから、質や性能を高めた住宅ストックなどを効果的に活用し、住宅セーフティネット機能の充実を目指します。
- ●多発する自然災害などに備え、事前に災害発生後の被災者に対する住まいや生活環境を迅速に確保することを目指します。

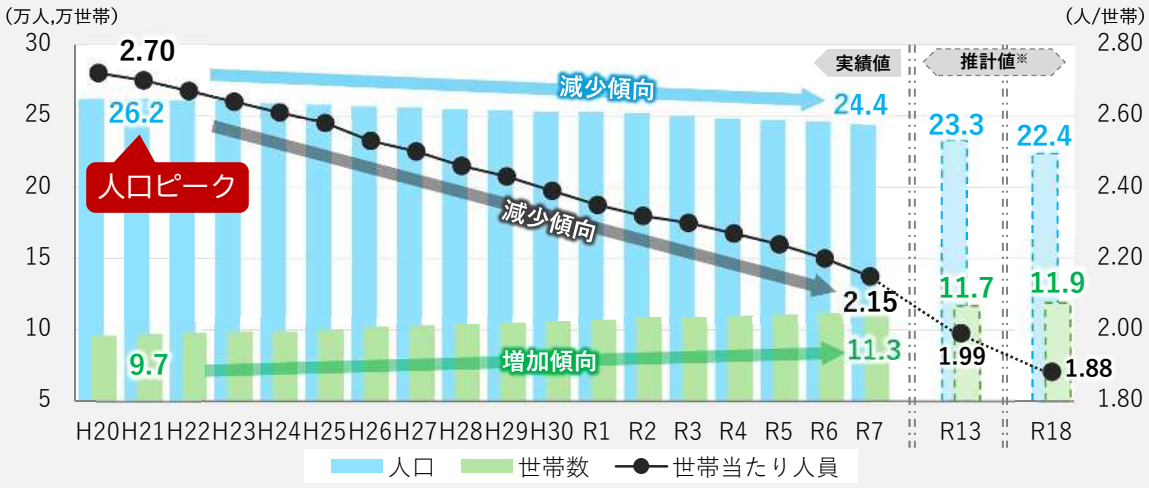
※）セーフティネット
高齢者、低額所得者、障害者、子育て世帯など住宅確保に配慮を要する者の居住の安定を確保する仕組み。

（4）本市の人口推移と将来推計

人口推移　将来的にも人口減少が続く一方で、世帯数は増加傾向

・本市の人口は、平成 21（2009）年をピークに将来的にも減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。そのため、世帯当たり人員は減少が続き、核家族化が進行していくことが予測されます。

人口・世帯数の推移



※人口の推計値は、中位推計（出生率が横ばいに推移するケース）

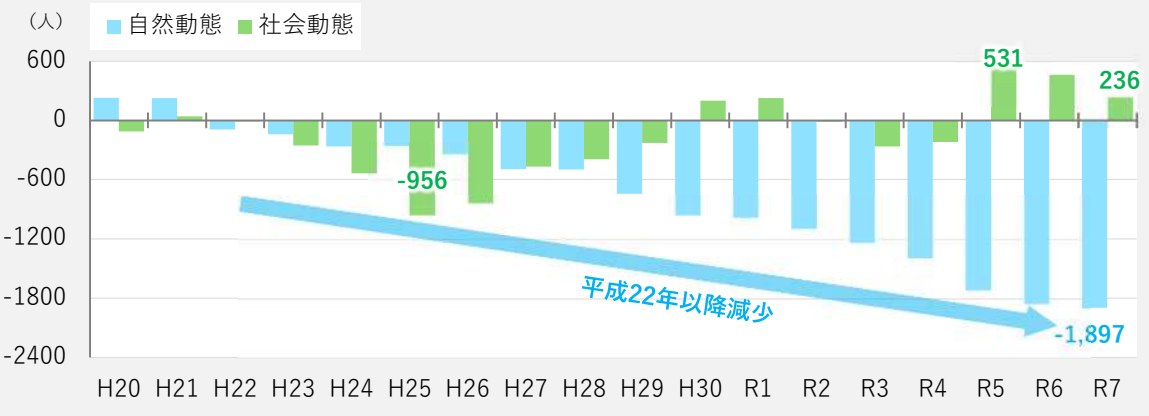
資料：実績値：住民基本台帳、外国人登録、推計値：富士市市民課資料 / 各年度末現在

人口動態　少子高齢化が進行し、近年は自然減が拡大しているが、社会動態は転入増加傾向

・自然動態は、平成 22（2010）年にマイナスに転じ、年々減少幅が拡大し続けています。

・社会動態は、平成 25（2013）年がマイナスのピークとなり、近年では転入超過のプラスとなっています。

自然動態・社会動態の推移



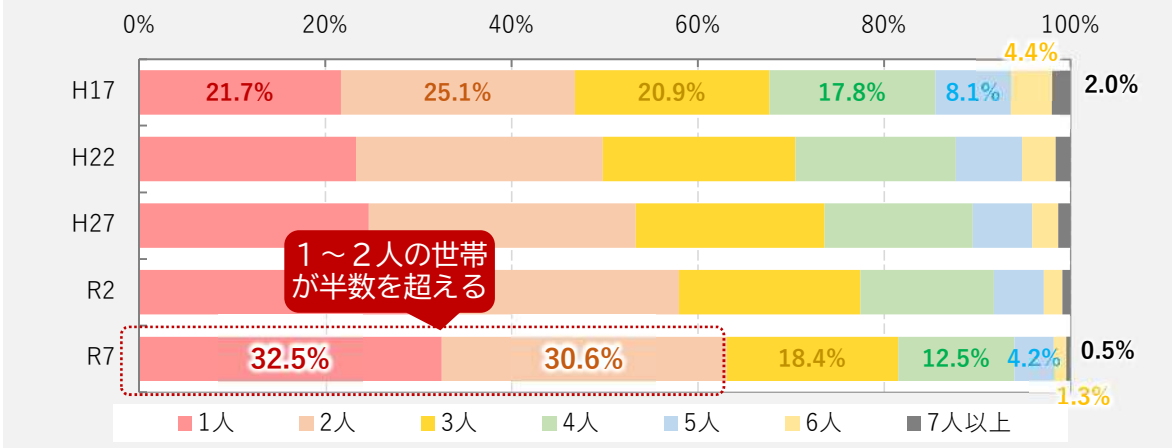
資料：住民基本台帳 / 各年 12 月 31 日現在

（5）本市の世帯構成

世帯数　核家族化が進み、将来的にも単独世帯が増加

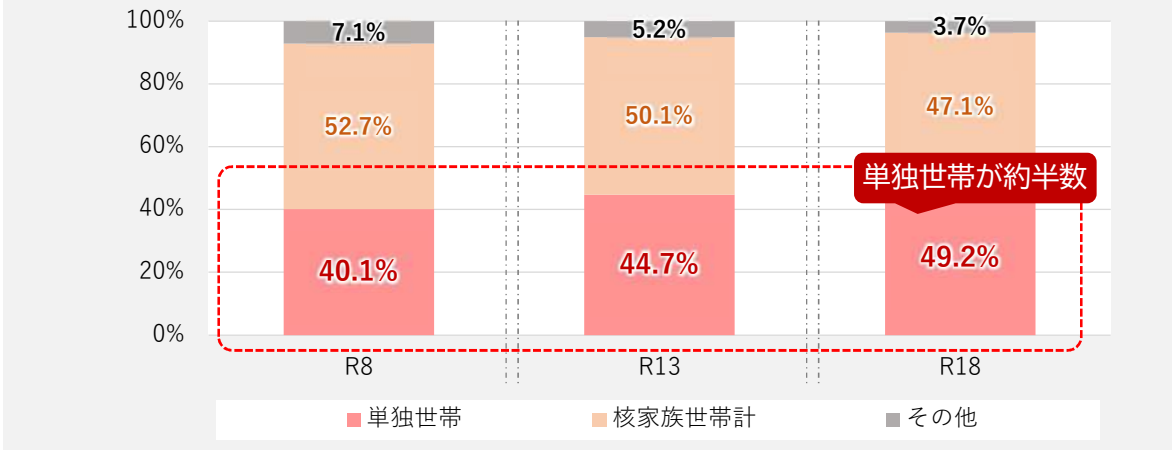
・世帯人員１～２人の世帯が占める割合が増加しており、令和７（2025）年時点で世帯人員２人以下の世帯が半数を超え、特に世帯人員が１人の世帯が約３割に増加しています。
・将来的には、核家族世帯は減少し、単独世帯が増加することが予測されます。

世帯人員別世帯数の変化



資料：国勢調査

世帯数の将来推計



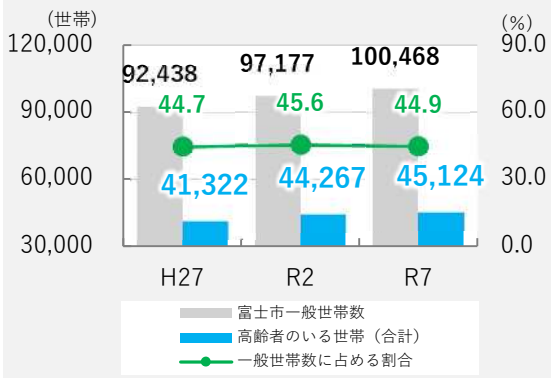
資料：富士市市民課資料

高齢者世帯　高齢者世帯（特に単身・夫婦のみ世帯）が増加

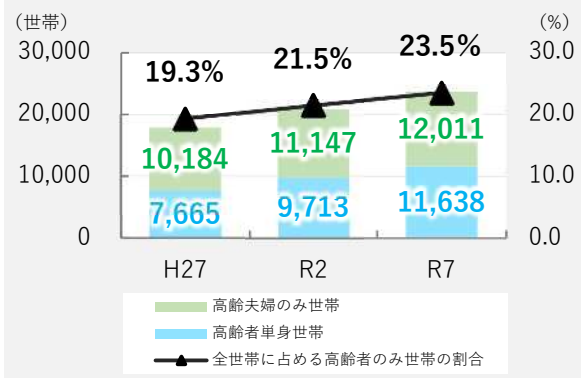
・本市の高齢者世帯（65 歳以上の高齢者のいる世帯）は、令和 7（2025）年時点で 45,124 世帯、一般世帯数に占める割合は 44.9%となり、平成 27（2015）年と比較して約 1.1 倍に増加しています。

・高齢者世帯のうち、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯が特に増加しており、令和 7（2025）年時点で本市の全世帯数の約 2 割となり、平成 27（2015）年と比較して約 1.3 倍に増加しています。

高齢者世帯数の推移



高齢者のみ世帯数の推移

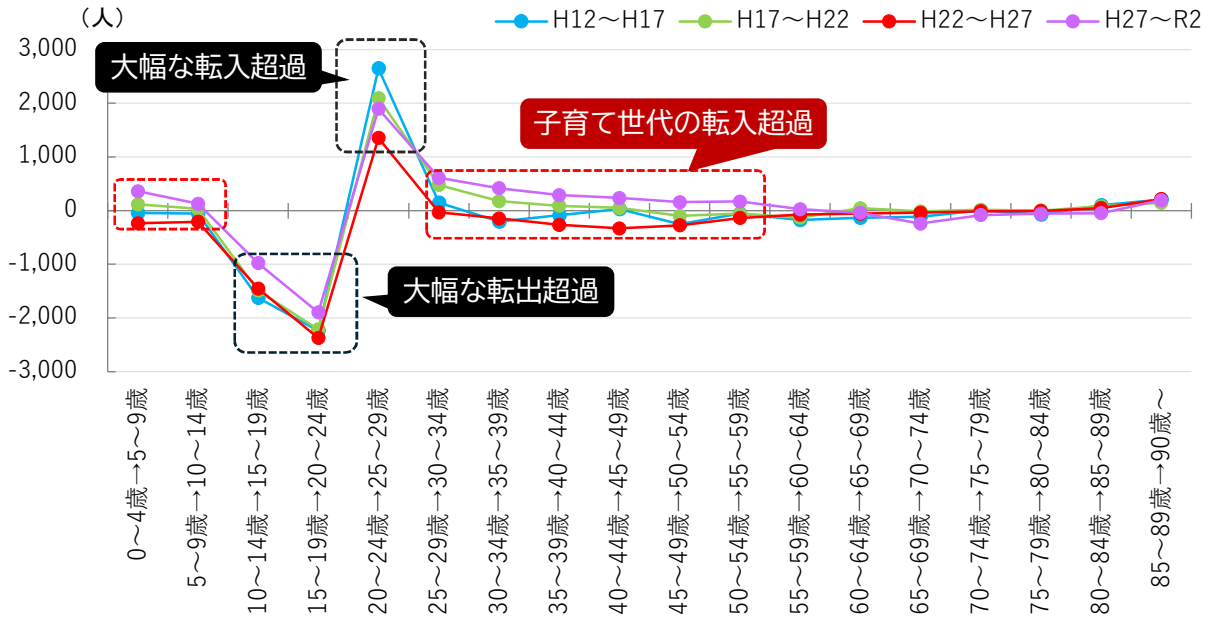


資料：国勢調査

転出・転入　近年は若者、子育て世代の転入数が増加傾向

・10 代後半と 20 代前半の大幅な転出超過傾向が続いている一方で、20 代後半では大幅な転入超過傾向が続いています。直近の 5 年間では、0 歳から 10 代前半、20 代後半から 50 代後半までの子育て世代などが転入してきている傾向が見られることから、働き方やライフスタイルの多様化を背景に、空き家の利活用につながるケースも期待されます。

年齢階級別純移動数の時系列推移



※純移動数は、各年齢階級における 5 年間の転入者数から転出者数を差し引いた人数を示しています。

資料：地域経済分析システム（RESAS）　/　日本人＋外国人

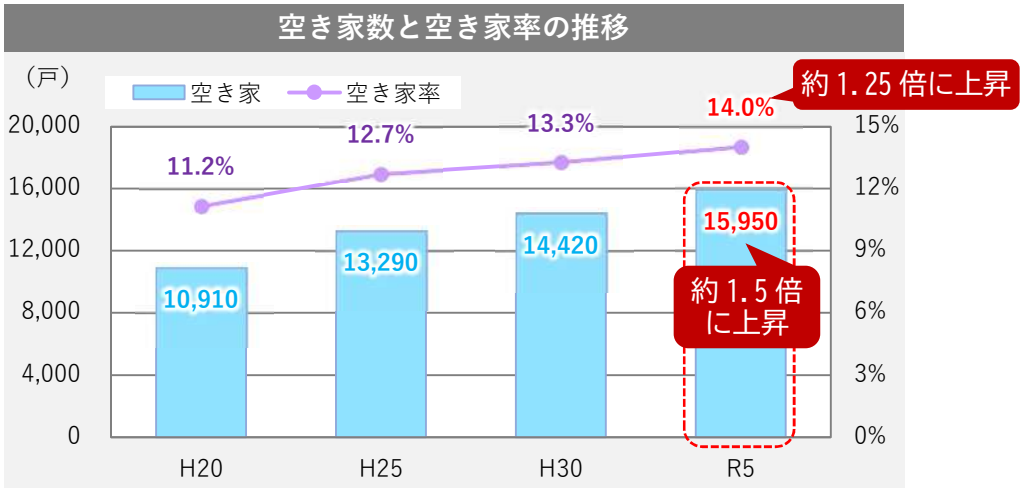
2－2　本市の空き家の現状

本市における空き家の現状として、住宅・土地統計調査（住宅、世帯、土地等の実態に関する５年ごとに実施されるサンプル調査）に基づき、空き家の推移や他都市との比較、空き家や住宅の腐朽・破損の状況などについて整理します。

（1）空き家の推移

空き家数　過去 15 年で、空き家数は約 1.5 倍、空き家率は約 1.25 倍に上昇

・令和５（2023）年時点の空き家数は 15,950 戸、空き家率は 14.0%となっています。空き家数、空き家率ともに、増加傾向となっており、空き家数は、過去 15 年で約 1.5 倍に上昇しています。

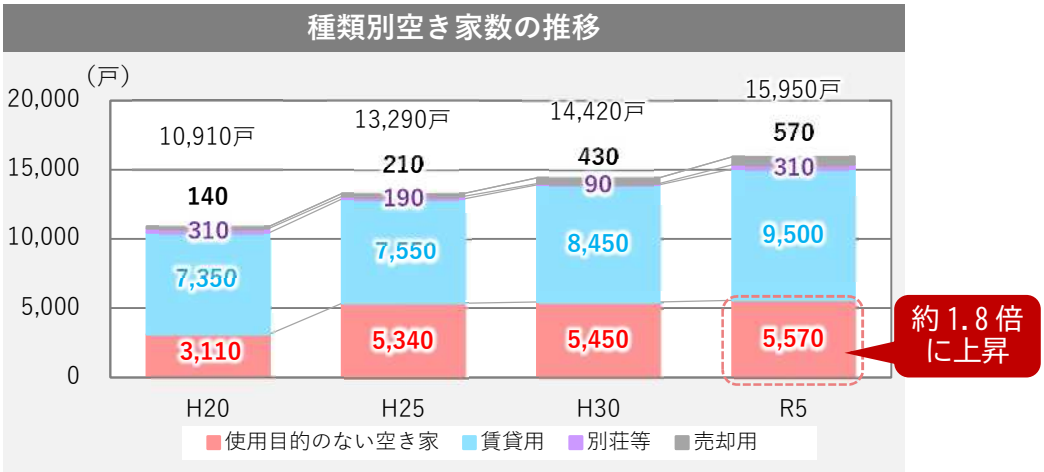


資料：住宅・土地統計調査

【補足説明】空き家の数
一戸建て住宅やアパートのように完全に区画された建物（アパートの場合は部屋）を１戸としています。

種類別空き家数　空き家問題の原因になりやすい「使用目的のない空き家※」は、過去 15 年で約 1.8 倍に上昇

・空き家問題の原因となるケースが多い「使用目的のない空き家」は増加傾向となっており、過去 15 年で約 1.8 倍に上昇しています。



資料：住宅・土地統計調査

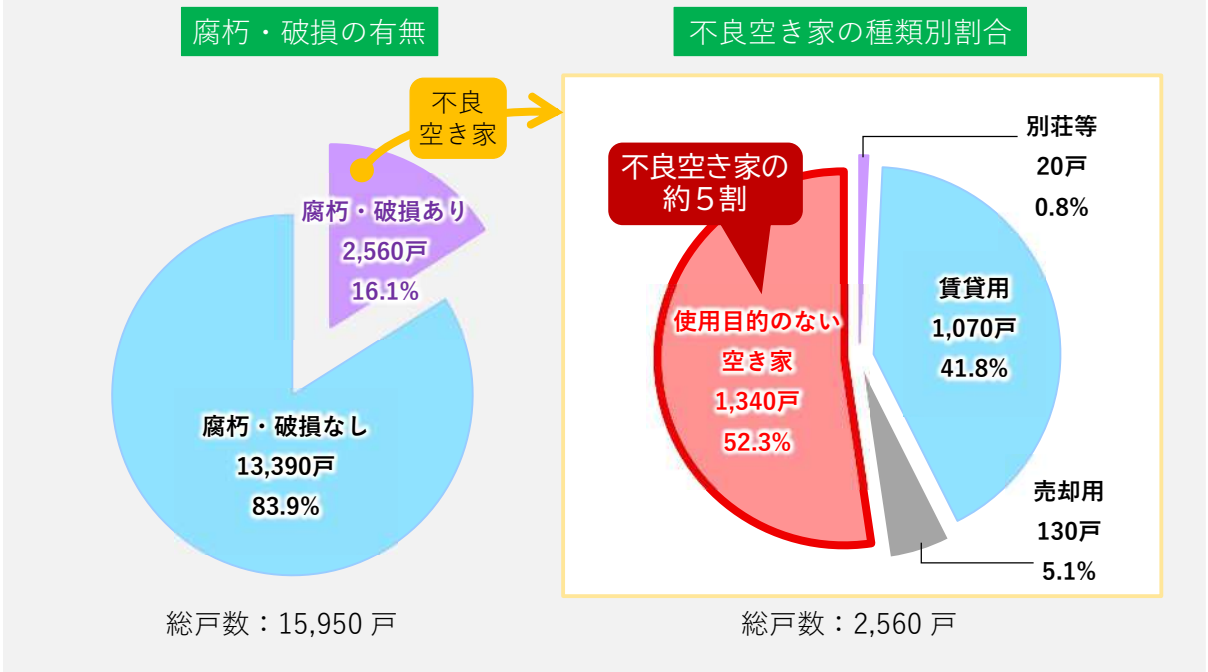
※）使用目的のない空き家
賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

（2）空き家の腐朽・破損の状況

腐朽・破損　不良空き家の約５割は「使用目的のない空き家」

・不良空き家（腐朽・破損のある空き家）の割合は 16.1%（2,560 戸）となっています。
・種類別では、「使用目的のない空き家」が不良空き家の 52.3%（1,340 戸）を占めています。

本市の種類別の腐朽・破損の状況



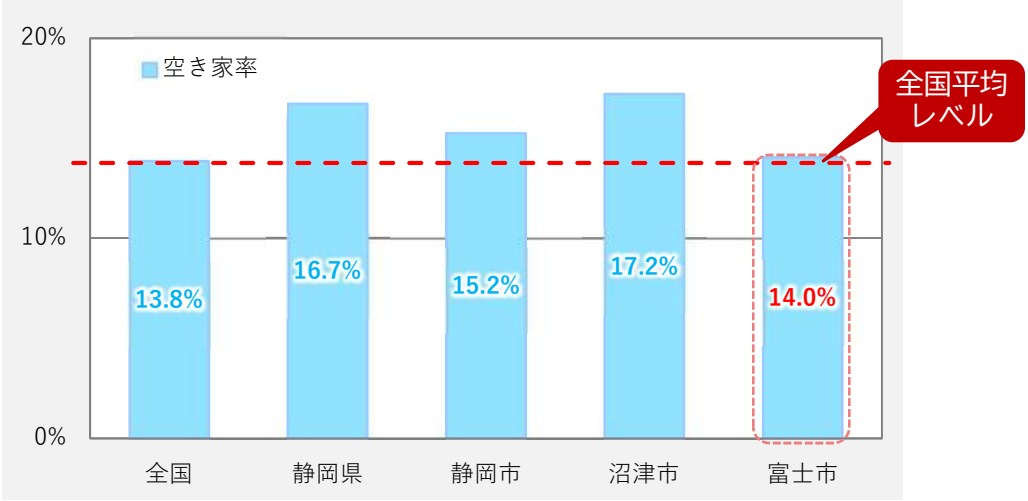
資料：令和 5 年住宅・土地統計調査

（3）他都市との比較

空き家率　空き家率は全国平均レベルで、県平均よりも低い

・令和 5（2023）年時点の本市の空き家率は 14.0%であり、全国平均と比べると同程度、県や近隣市と比べると低くなっています。

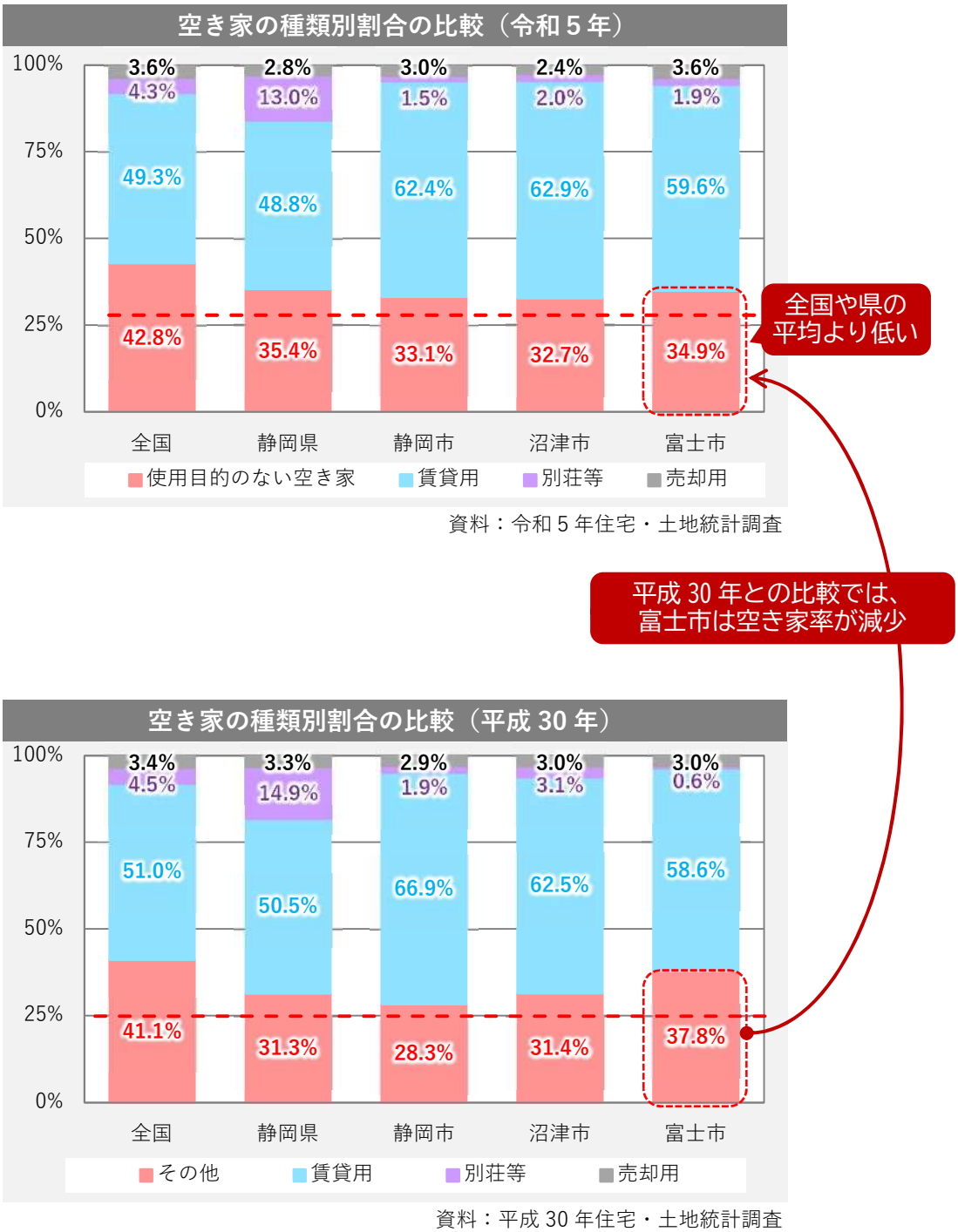
空き家率の比較



資料：令和 5 年住宅・土地統計調査

種類別割合　「使用目的のない空き家」の割合は、全国や県の平均より低い

・空き家を種類別に見ると、管理が不十分で空き家問題の原因となるケースが多い「使用目的のない空き家」の割合は 34.9%であり、全国や県の平均よりやや低いものの、近隣市と比べてやや高くなっています。



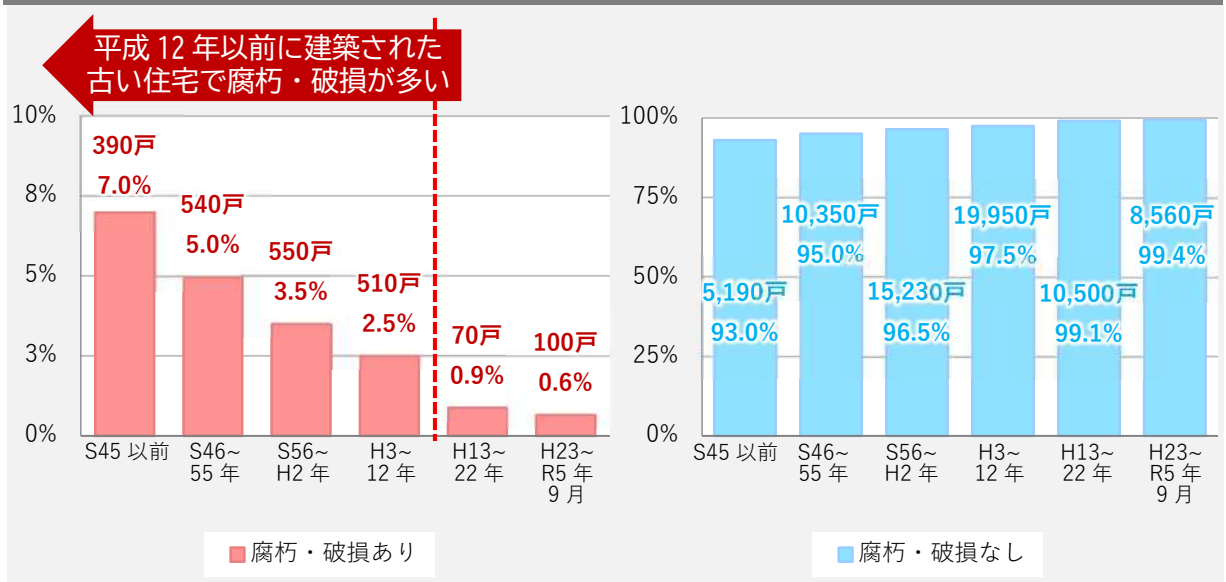
（4）住宅の腐朽・破損の状況

腐朽・破損　古い住宅ほど「腐朽・破損あり」の割合が高い

・築後 25 年以上経過（平成 12 年以前に建築）した古い住宅では、「腐朽・破損あり」の割合が比較的高くなっています。

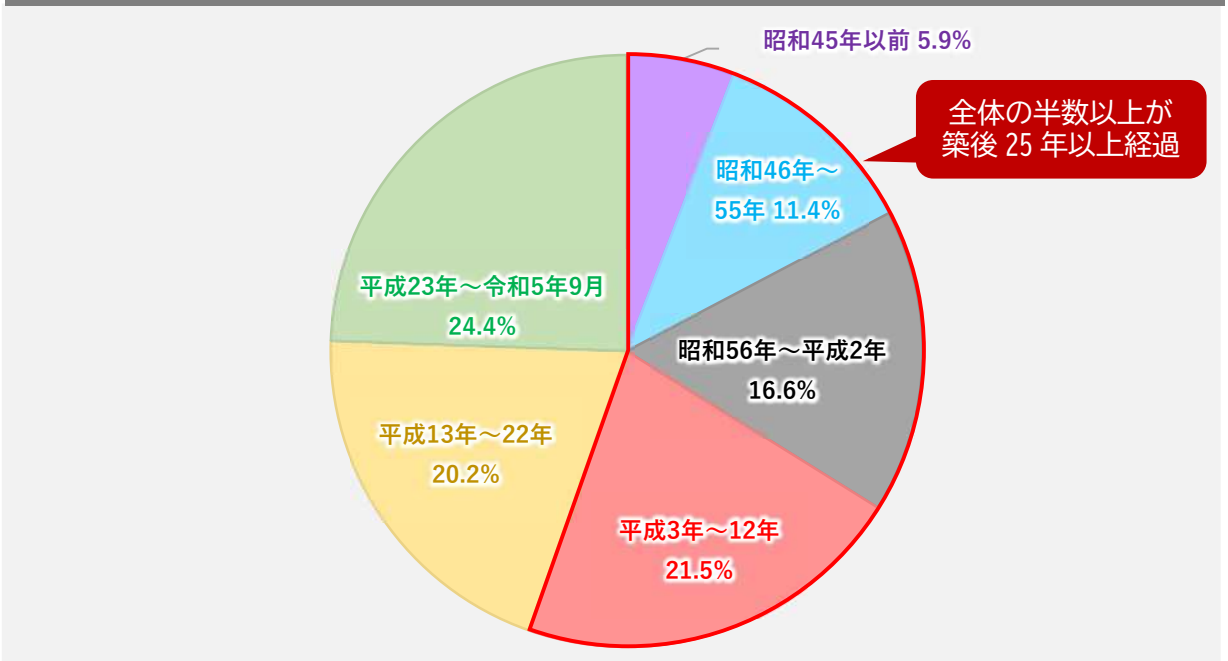
・市内の住宅ストックのうち、全体の半数以上が築後 25 年以上経過していることから、「腐朽・破損あり」の住宅ストック数が今後増加することが懸念されます。

住宅の腐朽・破損の状況



資料：令和 5 年住宅・土地統計調査

築年数別住宅割合



資料：令和 5 年住宅・土地統計調査

【補足説明】住宅の築後年数

木造住宅の法定耐用年数が 22 年であることを踏まえて、築後 25 年以上を古い住宅として整理しています。

2－3　富士市空き家実態調査

本調査は、法において市町村に対して求められている「空家等に関するデータベースの整備等」に対応するために実施したものです。

また、住宅・土地統計調査はサンプル調査であるため、空き家等の実態を詳細に把握することが難しいことから、市全域の空き家等の実態をより詳細かつ正確に把握することを目的として実施しました。

（1）調査概要

1）調査期間

令和 7 年 6 月 24 日　～　令和 7 年 8 月 19 日

2）空き家調査対象件数

・対象件数は 4,455 件であり、富士市水道局から提供を受けた閉栓データ等をもとに対象を選出した。

3）調査方法

・建物外観の目視調査により、空き家であることを確認した。
・調査は基本的に道路上等、一般に立ち入れる場所から実施した。

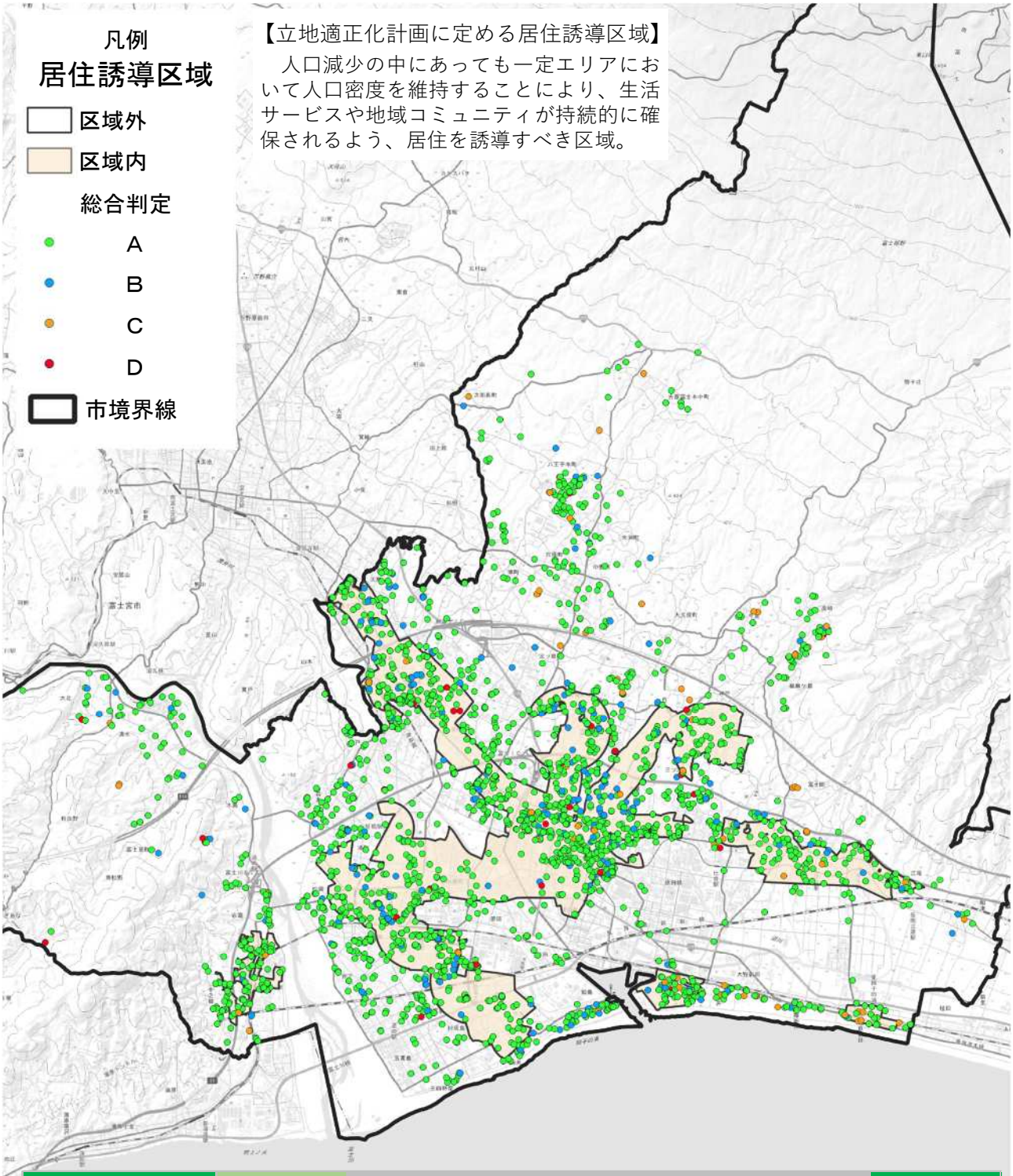
4）現地調査項目

①場所情報：建物所在地、位置座標
②空き家判定：郵便受けチラシ、出入りの様子の有無、廃屋風、近隣情報、雨戸閉め切り、その他（カーテンがない、表札がない）
③建物情報：建物用途、建物構造、建物階数、前面道路の幅員、敷地間口、周辺との高低差
④老朽度判定：特定空家の判定基準に基づく（建物の状態の判定、周辺への影響の判定）
⑤総合判定：静岡県空き家等対策市町連絡会議※において作成された判定基準に基づき、Ａ～Ｄの４段階に評価

※）静岡県空き家等対策市町連絡会議
静岡県内の市町が空き家対策を進めるために、情報共有や意見交換を行う組織。

5）総合判定結果の概要

空き家の分布状況（富士市全体）



	管理されている空き家	管理されていない空き家				A～Dの合計
	A	B	C	D	合計	
市 内	2,118戸 85.1%	256戸 10.3%	82戸 3.3%	33戸 1.3%	371戸 14.9%	2,489戸
うち、居住誘導区域内	1,113戸 85.2%	144戸 11.0%	32戸 2.4%	18戸 1.4%	194戸 14.8%	1,307戸

良好 ← 空き家の状況 → 不良

（2）市全体の状況

市全体

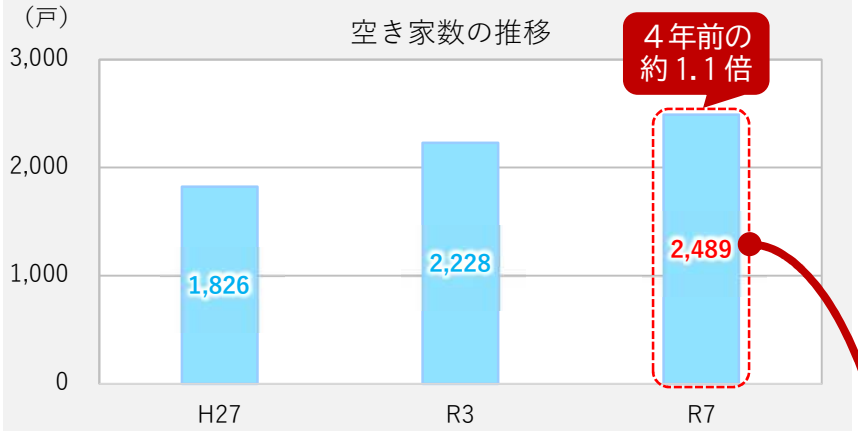
空き家戸数は、４年前の約 1.1 倍に増加

「管理されていない空き家」は、全体の約 15%

・市が実施した富士市空き家実態調査によると、市内の空き家数は、2,228 戸（令和 3 年度）から、2,489 戸（令和 7 年度）に増加しており、4 年間で約 1.1 倍（プラス 261 戸）の増加となっています。

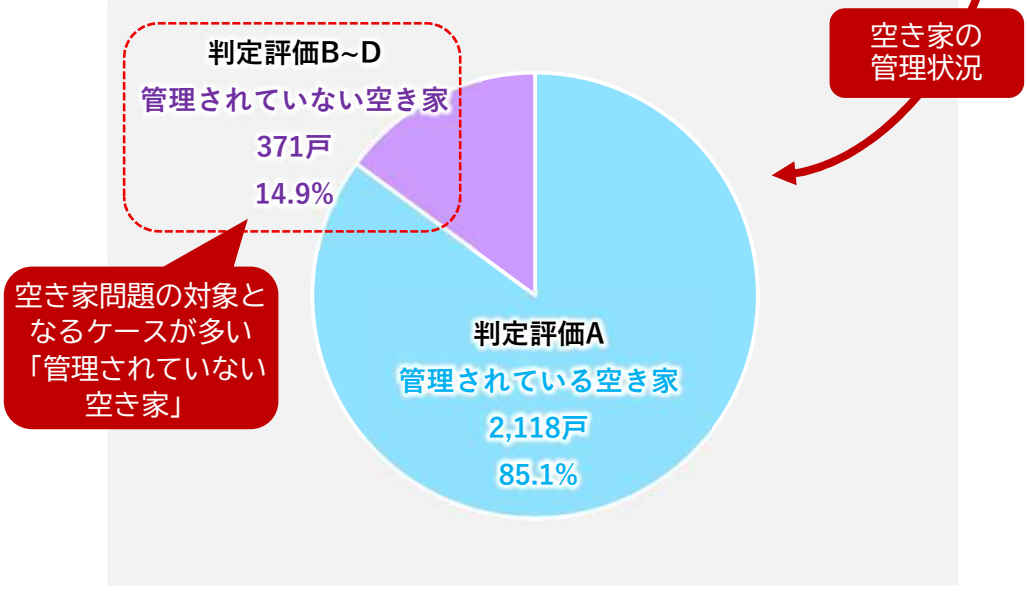
・令和 7 年度調査において管理状況を判定した空き家物件の 14.9%（371 戸）は、空き家問題の対象となるケースが多い「管理されていない空き家」となっています。

空き家数の推移



資料：空き家実態調査

空き家の管理状況



資料：令和 7 年度富士市空き家実態調査

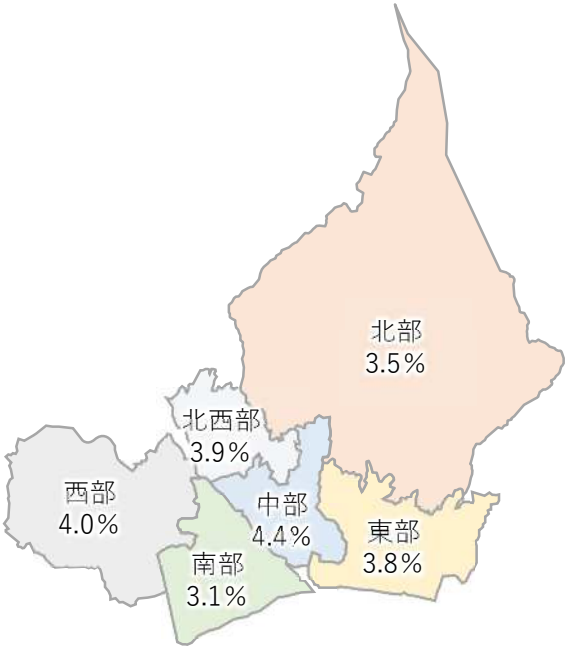
（3）ブロック別の状況

ブロック別

西部を除いて、市全体で空き家が増加
空き家率は各ブロックとも３～４％台
中部、南部、北西部は、空き家増加率が高く、空き家数も多い

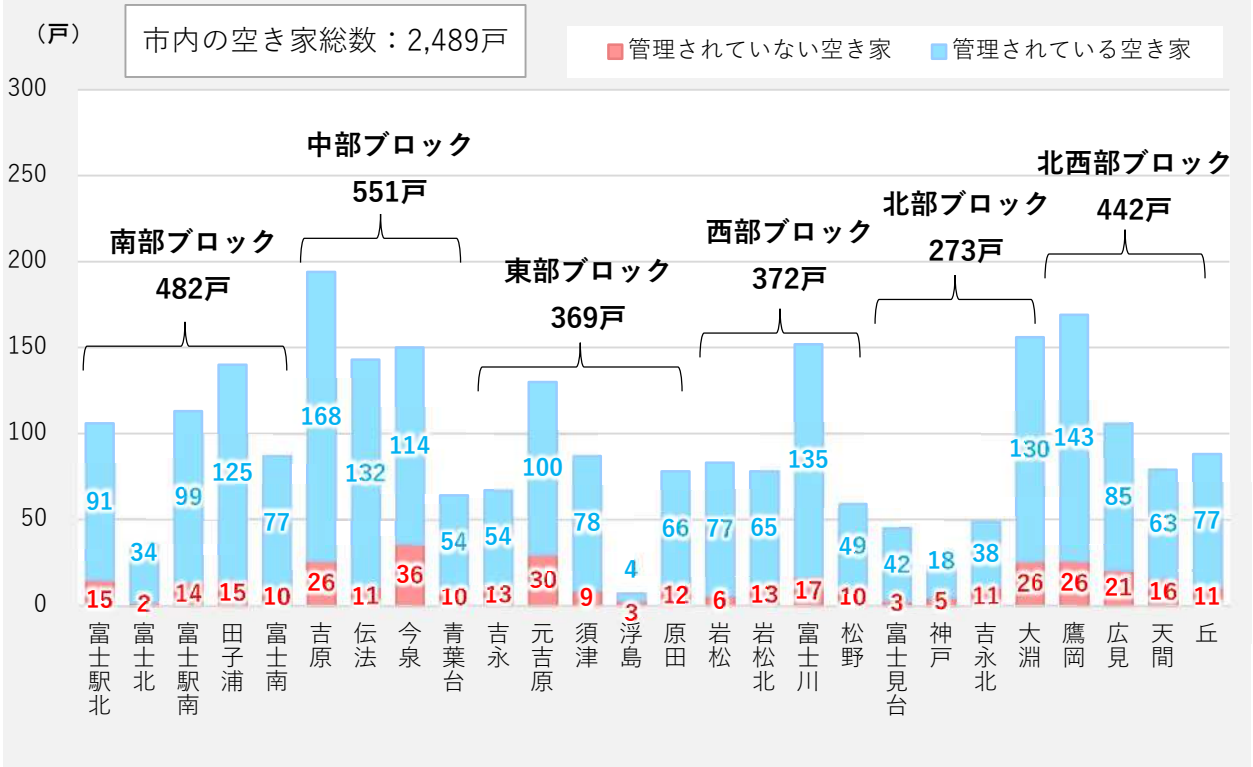
・市が実施した富士市空き家実態調査（R7）によると、空き家率は、各ブロックとも３～４％台となっており、大きな差は見られません。
・ブロック別の空き家数（R7）は、中部ブロック（551 戸）が最も多く、次いで南部ブロック（482 戸）、北西部ブロック（442 戸）と続いています。
・市内の空き家数は、西部ブロックを除いて、市全体で増加（R7 と R3 の比較）しており、増加率は、中部ブロック（185.5%）が最も高く、次いで南部ブロック（184.7%）、北西部ブロック（152.4%）と続いています。

空き家率（令和７年）



（空き家率＝空き家数／持ち家に住む一般世帯数）

地区別空き家数



地域別　既成市街地などでは、良好な状態の空き家が多い一方で、人口減と高齢化が進んでいるエリアでは、十分に手入れされていない空き家が多い傾向が見られる

※下表の文章中の番号は、下記資料の参照先を示す。

南部	唯一人口が増加①している地区で、良好な状態の空き家が多い②。
中部	既成市街地で空き家が最も多い③が、良好な状態の空き家が多い④。
東部	人口減と高齢化が顕著⑤で、十分に手入れされていない空き家が多い⑥。
西部	唯一空き家が減少⑦している地区で、良好な状態の空き家が多い⑧。
北部	人口減と高齢化が最も進んで⑨おり、十分に手入れされていない空き家が多い⑩。
北西部	空き家の増加が顕著⑪となっているが、良好な状態の空き家が多い⑫。

ブロック別の主な傾向

北部

人口増減率	減少
高齢化率	高い
空き家増加率	増加

⑨

北西部

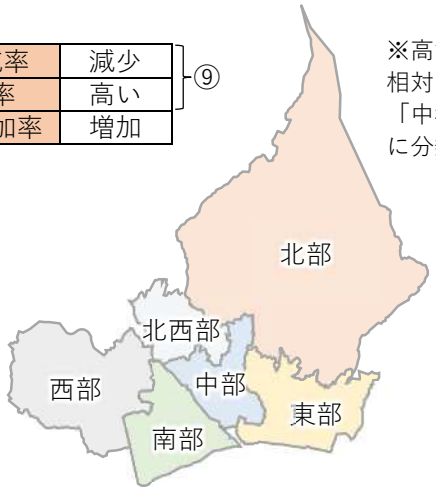
人口増減率	減少
高齢化率	中程度
空き家増加率	増加

⑪

西部

人口増減率	減少
高齢化率	中程度
空き家増加率	減少

⑦



※高齢化率は 6 ブロックを相対的に比較して「高い」「中程度」「低い」の 3 段階に分類しました。

南部

人口増減率	増加
高齢化率	低い
空き家増加率	増加

①

中部

人口増減率	減少
高齢化率	中程度
空き家増加率	増加

③

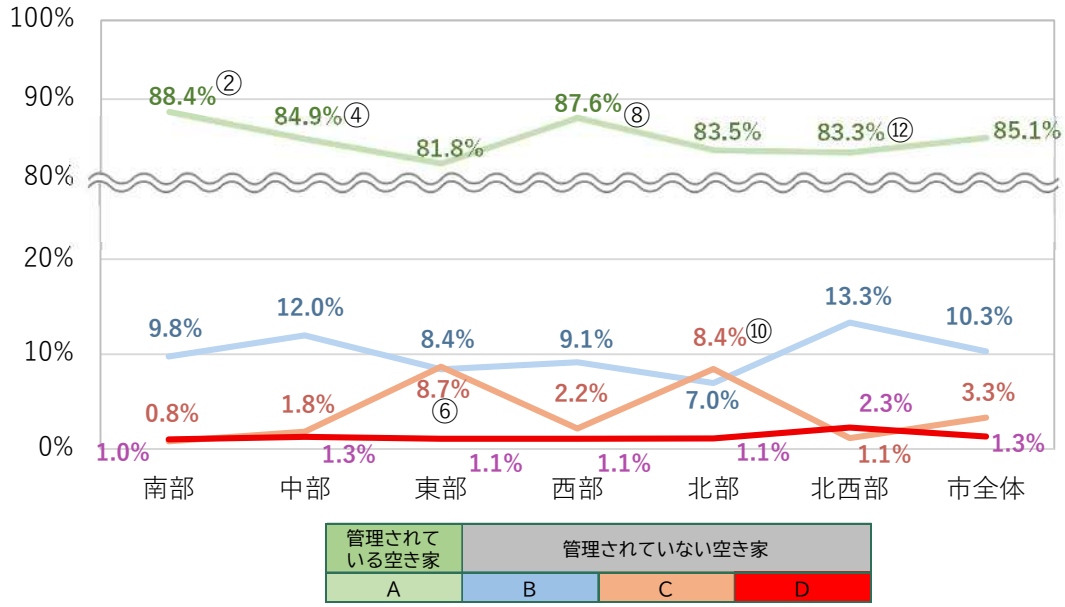
東部

人口増減率	減少
高齢化率	高い
空き家増加率	増加

⑤

資料：人口増減率（(H27→R2 国勢調査独自集計)、
高齢化率（市資料（R8 地区別・年齢別人口表／市 HP）「その他地区」を除く）、空き家増加率（R7/R3）

ブロック別の総合判定結果



2－4　空き家所有者アンケート調査

計画策定に向けて実施した空き家所有者アンケート調査の結果をもとに、本市の状況を整理します。

（1）調査概要

1）調査方法

調査票は郵送にて配布し、回答は、郵送方式（紙調査票）、インターネット方式で受け付けた。

2）調査期間・調査対象者

調査期間　：令和 7 年 12 月 23 日～令和 8 年 1 月 16 日

調査対象者：2,088 件（うち県外所有者 276 件）

3）回収結果

回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,317 件（紙：775 件、インターネット：542 件）	63.1%	1,314 件	62.9%

有効回答数：白票や記入の著しく少ない調査票を除いたもの

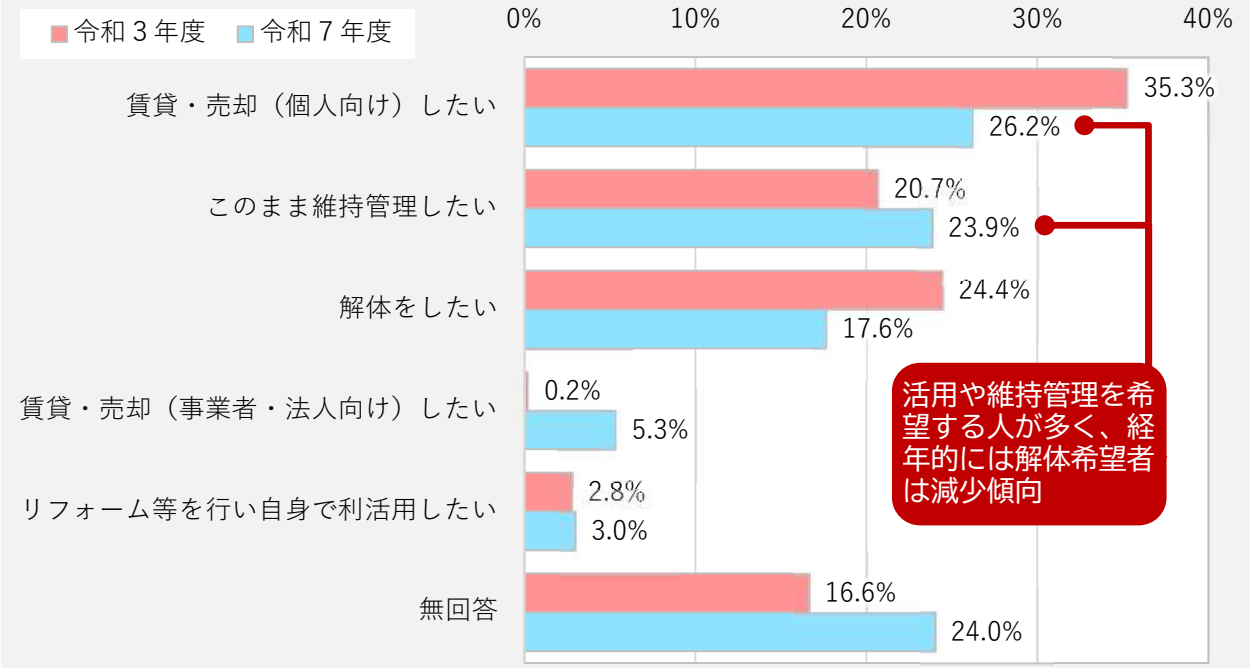
（2）空き家に関する意向

活用意向　空き家の賃貸・売却・維持管理を希望する所有者が多い

・空き家となっている建物の今後の利活用意向について、「賃貸・売却（個人向け）したい（26.2%）」が最も多く、次いで「このまま維持管理したい（23.9%）」「解体をしたい（17.6%）」「賃貸・売却（事業者・法人向け）したい（5.3%）」「リフォーム等を行い自身で利活用したい（3.0%）」となっており、空き家の賃貸・売却のほか、現状のまま維持管理を希望する所有者が多い傾向となっています。

・経年的に見ると、解体より利活用や維持管理を希望する方の割合が増加しています。

空き家に関する意向（令和 3 年度調査との比較）



資料：空き家所有者アンケート調査

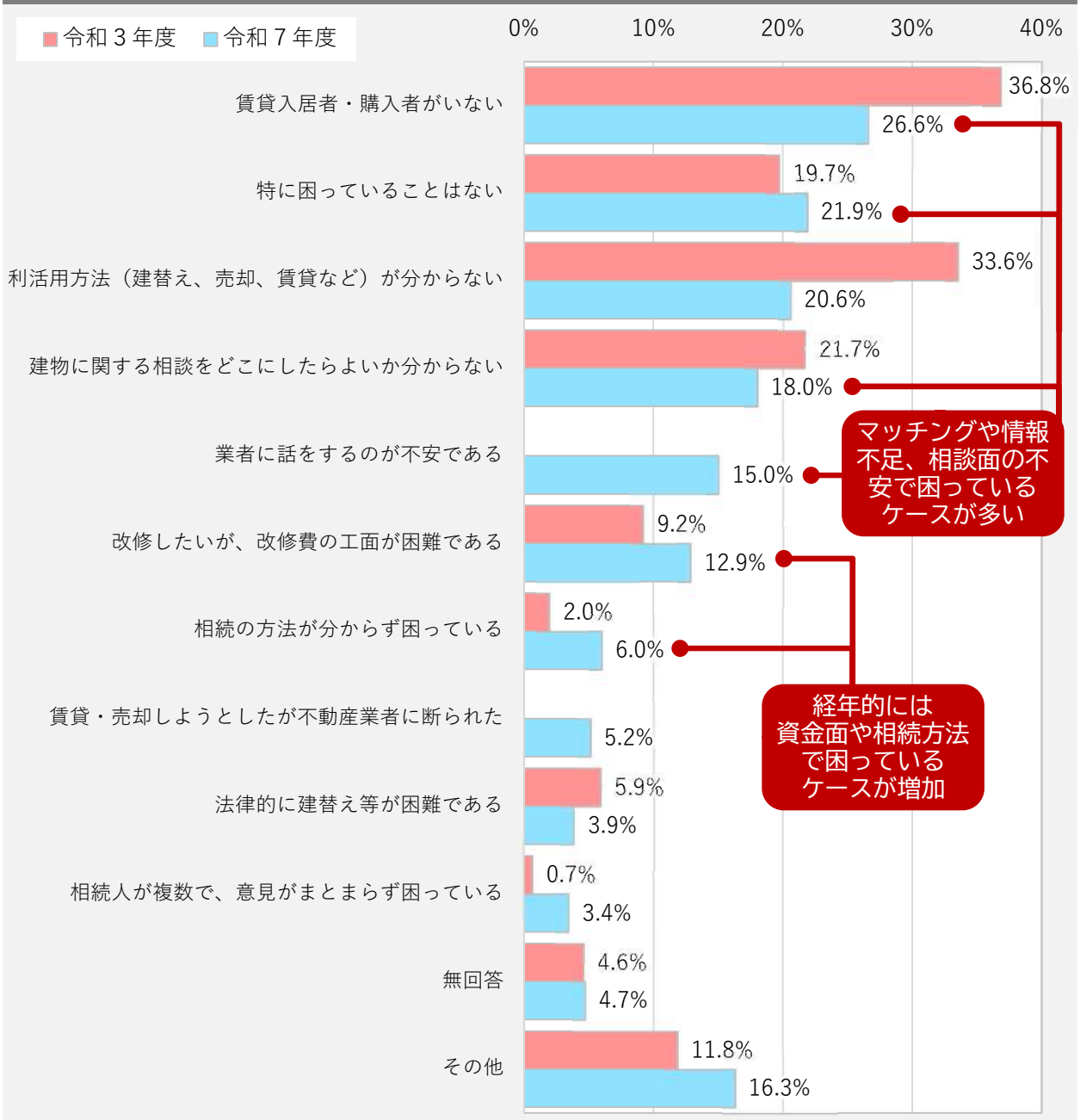
（3）利活用や解体における困りごと

困りごと　利活用に向けたマッチング、適正管理、空き家関連情報や資金の不足が課題

1）利活用を希望する方

・空き家の利活用を希望する所有者の困りごととしては、「賃貸入居者・購入者がいない（26.6%）」が最も多く、次いで「特に困っていることはない（21.9%）」「利活用方法（建替え、売却、賃貸など）が分からない（20.6%）」「建物に関する相談をどこにしたらよいか分からない（18.0%）」「業者に話をするのが不安である（15.0%）」「改修したいが、改修費の工面が困難である（12.9%）」が続いており、利活用希望者とのマッチング、空き家所有者の情報・資金の不足が課題となっています（経年的に見ても同様の傾向）。

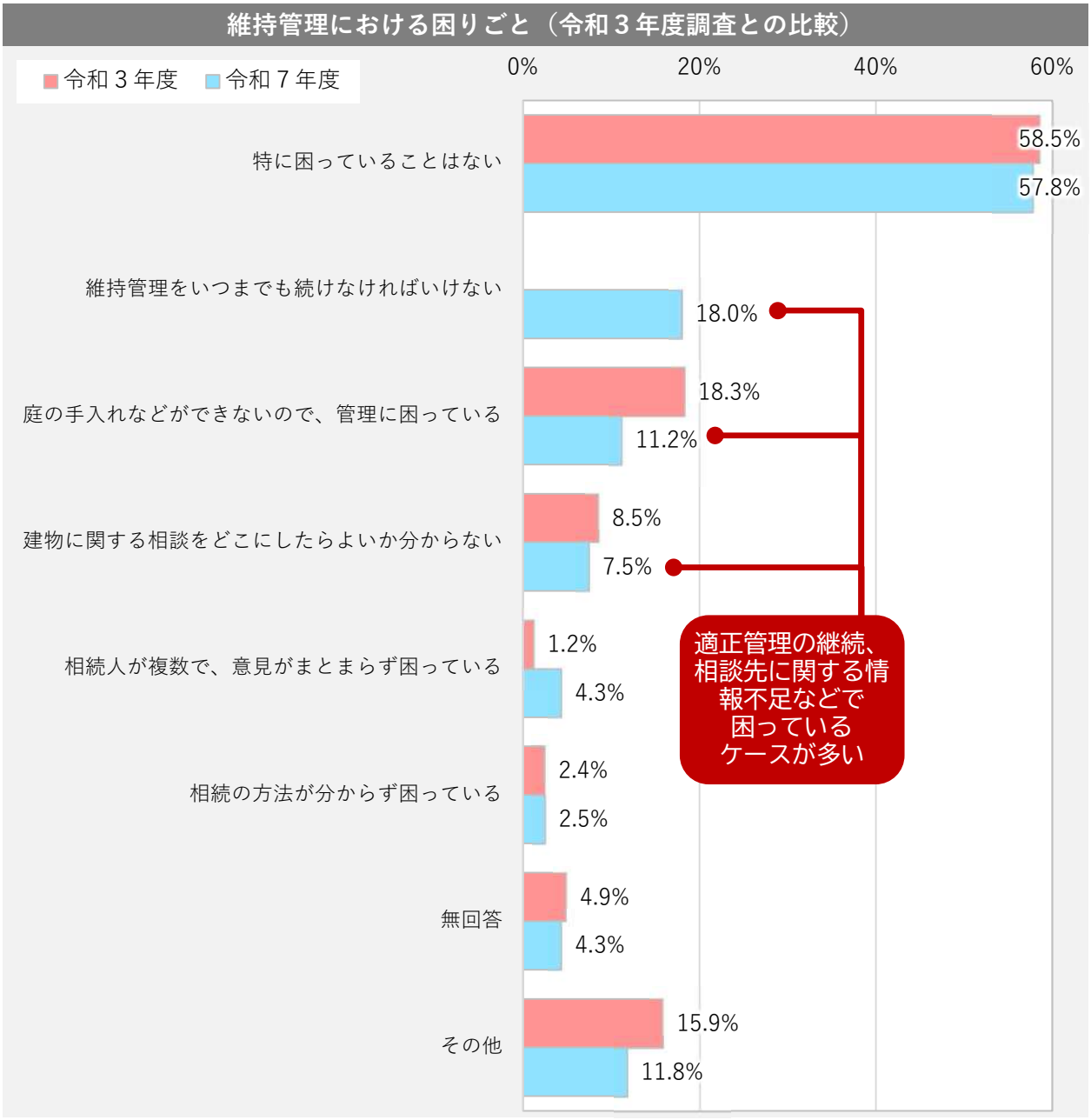
利活用における困りごと（令和３年度調査との比較）



資料：空き家所有者アンケート調査

2）維持管理を希望する方

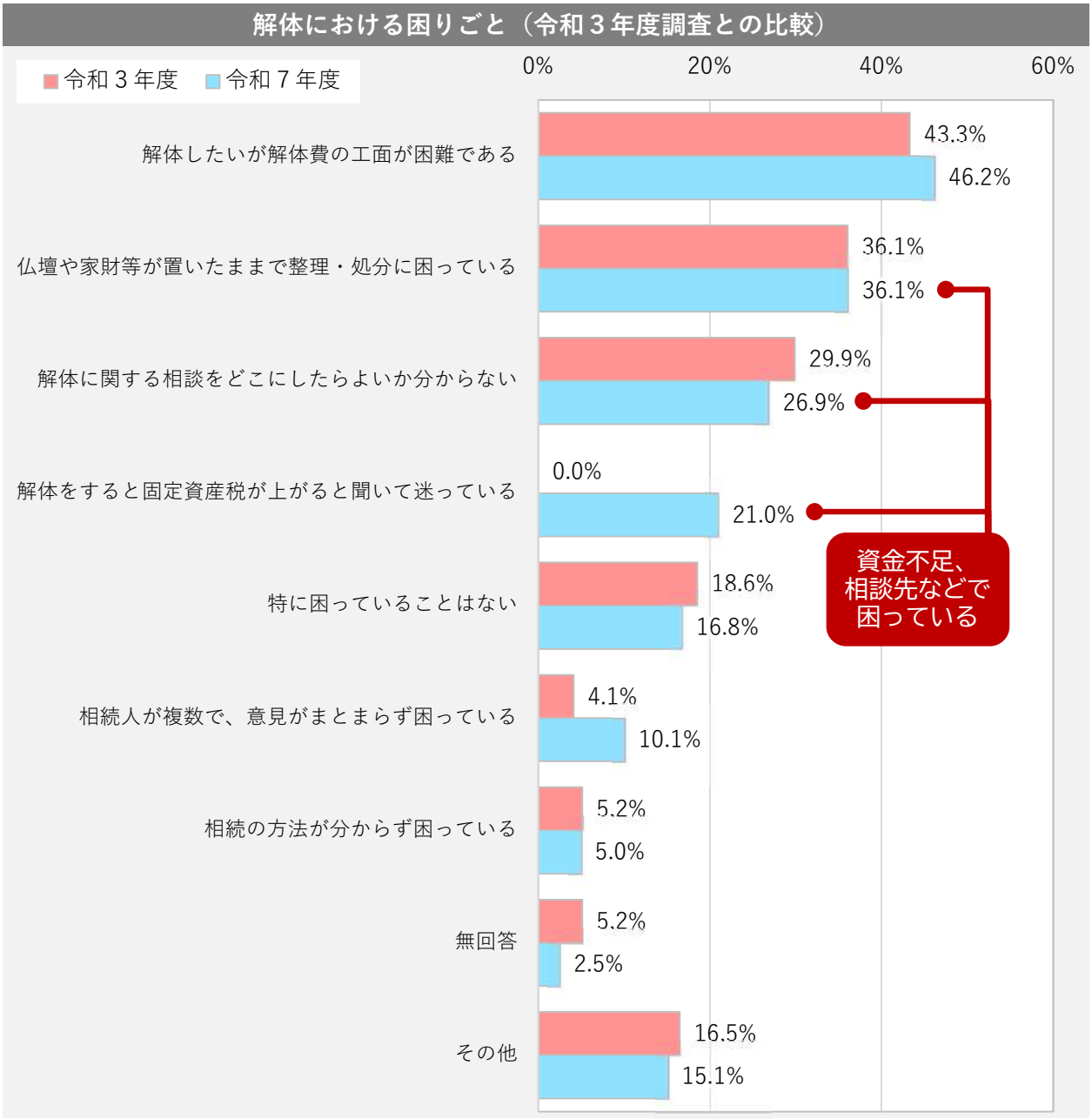
・空き家の維持管理を希望する所有者の困りごととしては、「特に困っていることはない（57.8%）」が突出して多く、次いで「維持管理をいつまでも続けなければいけない（18.0%）」「庭の手入れなどができないので、管理に困っている（11.2%）」が続いており、日常的・継続的な適正管理が課題となっています（経年的に見ても同様の傾向）。



資料：令和７年度空き家所有者アンケート調査

3）解体を希望する方

・同様に、空き家の解体を希望する所有者の困りごととしては、「解体したいが解体費の工面が困難である（46.2%）」が最も多く、次いで「仏壇や家財等が置いたままで整理・処分に困っている（36.1%）」「解体に関する相談をどこにしたらよいか分からない（26.9%）」「解体をすると固定資産税が上がると聞いて迷っている（21.0%）」「特に困っていることはない（16.8%）」が続いており、空き家所有者の資金・情報不足が課題となっています（経年的に見ても同様の傾向）。



資料：空き家所有者アンケート調査

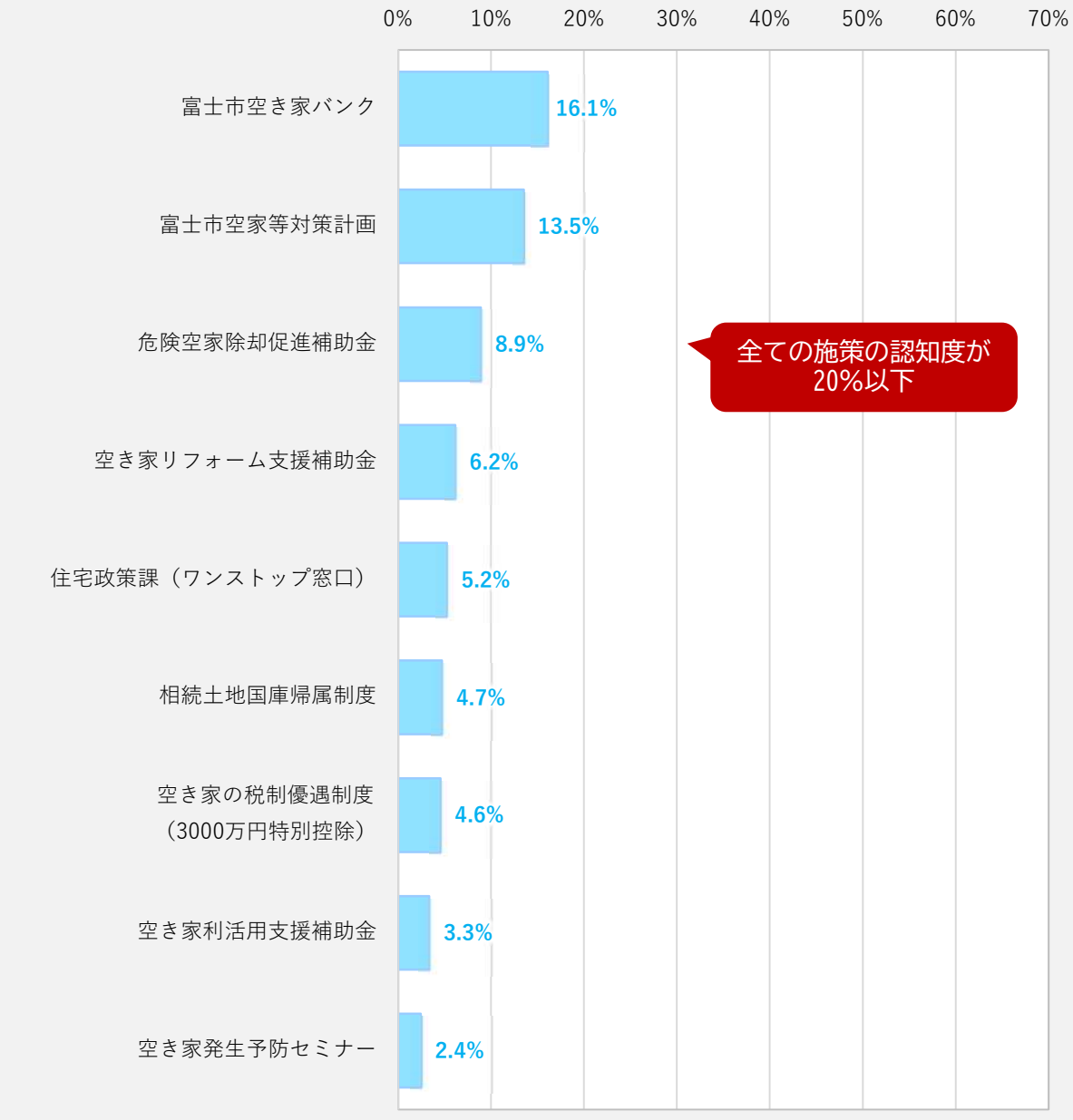
（4）空き家対策の認知度

施策認知度　空き家所有者に市が実施する空き家対策に関する情報が十分届いていない

・市が取り組む空き家対策の認知度について聞いたところ、全ての施策の認知度が 20%以下と低い状況となっており、空き家所有者に市が実施する空き家対策に関する情報が十分届いていない状況がうかがえます。

市が実施する空き家対策の認知度

設問　市が実施する空き家対策の認知度



資料：令和 7 年度空き家所有者アンケート調査

2－5　後期計画の取組

（1）主な取組内容（令和７年度まで）

空家等対策計画に基づき、次のような取組を進めました。

○予防の推進に関する取組

1）空き家発生予防セミナー

・令和 5 年度から、行政書士等を講師とする空き家発生予防セミナーを地区単位で開催している。広報紙やチラシの全戸配布、コンビニエンスストアへのチラシ配架に加え、夜間・週末の開催など、参加しやすい環境づくりに努めた。

・セミナーは、介護予防の講話と、家族での話し合いの重要性や空き家の適正管理を扱う講話の 2 部構成とした。講師の実体験を交えた内容により、多くの質問が寄せられるなど、活発な意見交換が行われた。



セミナーの様子



空き家の発生予防に向けた小冊子の配布

2）市政いきいき講座

・市政いきいき講座は、市民の市政への理解や職員との交流を深めるため、市職員が市の業務内容や専門知識を紹介するものである。
令和 5 年度から空き家をテーマとした講座を開始した。

・令和 6 年度から、開催要請に応じて、空き家に関する全国及び本市の現状や市の対策などを説明している。空き家問題を身近な課題として理解し、市の取組や必要な対応について知ることができる講座として、参加者から好評を得ている。

■　実施状況

依頼者	開催日	参加数
青葉台ささえあいサポーター	R6 9/21(土)	19 名
社会福祉協議会	R8 2/6(金)	25 名
JA 富士地区貸家組合	R8 5/26(火)	19 名
富士商工親成会	R8 6/26(金)	19 名

3）地区班長常会への出前講座

・令和 7 年度から各地区の班長常会に市職員（天間・富士川地区は土地家屋調査士）が出向き、市の空き家対策を広く周知するため、出前講座を実施した。

・班長には子育て世代を含む幅広い世代がいることから、若い世代をはじめとする多くの市民に対し、空き家の発生予防や市の空き家対策を周知することができた。

■　実施状況（令和 7 年度）

地区	開催町内・区	参加数
鷹岡地区	5 区（12 区中）	211 名
天間地区	3 町内・区（6 町内・区中）	92 名
富士川地区	5 区（25 区中）	106 名
合計	13 町内・区	409 名

4）大学と連携した空き家対策啓発動画の作成

・空き家の現状や、空き家が引き起こす様々な問題を広く周知するため、東京都の青山学院大学経営学部経営学科の中邨（なかむら）ゼミと連携し、空き家対策に関する動画を作成した。

・これまでのパンフレットや冊子による情報発信に加え、SNS 等を活用して発信することで、幅広い市民への情報拡散、空き家問題に対する理解促進及び意識啓発につなげた。



空き家対策啓発動画

○適正管理・除却の推進に関する取組

1）空き家相談（苦情）件数の推移

・平成 28 年度から適正管理されていない空き家の相談を受け付け、所有者調査や指導等を行うとともに、解決に時間を要する案件については継続して指導している。これまでの相談件数は 909 件、解決件数は 520 件、解決率は 57%となっている。

■ 年度別相談件数と解決状況

年度	相談件数	解決件数	解決率
R28～R4	559 件	379 件	68%
R5	165 件	78 件	47%
R6	101 件	41 件	41%
R7	84 件	22 件	26%
合計	909 件	520 件	57%

《空き家相談対応における主な取組》

取組	内容
相談窓口の周知	町内会連合会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に出向き、空き家に関する相談先を周知することで、相談先の明確化と早期相談の促進につながった。
専門員による対応	令和 5 年度から、継続的な指導や現地確認を専門員が行い、空き家の状況を把握し、所有者への適切な管理の促進を図った。
関係機関等との連携	庁内関係部署や静岡県司法書士会、シルバー人材センター等と連携して空き家対策を推進した。関係機関等との情報共有や役割分担により、相談内容に応じた対応を進めることができた。
草木の繁茂への対応	平成 30 年に協定を締結したシルバー人材センターを紹介するとともに、繁忙期には造園緑化協会や NPO 法人富士市手をつなぐ育成会も案内し、草木の繁茂による周辺環境への影響の軽減を図った。

《関係機関等の連携の具体例》

静岡県司法書士会との協定

富士市と静岡県司法書士会は、相互協力・連携のもと空き家対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進、空き家等の利活用の促進を目的に、令和 5 年 6 月 29 日に「空き家対策の推進に関する協定」を締結



2）危険空家除却促進補助金

・特定空家等の除却を推進するため、令和元年度に「危険空家除却促進補助金」を創設した。制度の周知等により利用が促進され、交付件数は令和元年度の 8 件から令和 6 年度には 46 件まで増加した。また、令和 5 年度以降の交付額は、毎年度 1,000 万円を超えている。

・空き家所有者への周知に加え、解体業協会や一般廃棄物協同組合等の解体関連団体にも周知を行うことで、空き家の除却促進を図った。

■　年度別申請件数

年度	交付		
	件数	内、特定空家	交付額 単位：千円
R1	8	3	2,800
R2	7	0	2,679
R3	23	1	8,121
R4	24	0	8,948
R5	42	6	13,751
R6	46	2	15,896
R7	29	1	10,448
合計	179	13	62,643



「富士市危険空家除却促進補助金」のチラシ

○利活用に関する取組

1）空き家バンク

・空き家バンク制度は、空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録された物件を、市ウェブサイト等で紹介し、空き家の利活用と流通を促進する制度である。また、登録物件の改修を支援するリフォーム支援制度も設けている。令和 4 年度には、売買や賃貸借契約時のトラブルを防ぐため、登録時に不動産業者との媒介契約を必須とした。

・登録件数は平成 30 年度の 3 件から増減を繰り返しながら令和 7 年度には 20 件となった。成約件数は令和 3 年度以降、毎年度 10 件を超え、累計で登録 96 件、成約 71 件となっている。



「富士市空き家バンク制度」のチラシ

■　空き家バンクへの登録、成約状況

年度	登録件数	内容		成約件数	内訳	
		売買	賃貸		売買	賃貸
H30	3	3	0	0	0	0
R1	4	2	2	1	0	1
R2	7	5	2	1	1	0
R3	18	7	11	10	4	6
R4	12	7	5	14	7	7
R5	18	14	4	16	12	4
R6	14	9	5	14	10	4
R7	20	15	5	15	12	3
合計	96	62	34	71	46	25

2）空き家利活用支援補助金

・空き家の利活用と地域の活性化を促進するため、令和 5 年度に「空き家利活用支援補助金」を創設した。空き家を地域活性化施設または地域活性化提案施設に改修する工事を対象に、費用の一部として上限 100 万円の補助金を交付。令和 7 年度までに 4 件の交付を行った。

【交付対象】

1 地域活性施設（補助率：2/3）

事業	対象施設
地域交流	集会場、地域サロン、ＮＰＯの拠点等
子育て支援	こども支援施設、児童クラブ、こども食堂等
健康福祉支援	高齢者支援施設、障がい者支援施設等
文化交流	展示スペース、ミニ図書館、手工芸等の教室等

◆地域活性施設の交付事例

年度	交付件数	施設
R5	2 件	地域サロン、自立援助ホーム
R6	1 件	集会場



『地域サロン』への利活用を動画で紹介



「富士市空き家利活用支援補助金」のチラシ

2 地域活性提案施設（補助率：1/2）

事業	対象施設
地域活性施設以外で地域活性化につながるもの	コワーキングスペース、民泊等

◆地域活性提案施設の交付事例

年度	交付件数	施設
R7	1 件	民泊





（2）各施策の実施状況

後期計画に位置付けられた主な取組は、概ね実施済みとなっています。

施策種別	対策	計画期間内における取組結果
予防の推進	①管理意識の醸成・注意喚起	・「空き家発生予防セミナー」を各地区まちづくりセンターで開催した（令和５年度から実施）。開催に当たっては、町内会・区や民生委員・児童委員の常会で周知を行い、チラシの全戸配布を行った。
	②空き家化抑制に向けた連携の強化	・庁内関係部署の資産税課（空き家の所有者情報）、介護保険課（介護保険の利用状況）、道路維持課（市道に越境している草木の伐採）、消防本部予防課（火災予防）や、外部組織（静岡県司法書士会、郵便局、富士市シルバー人材センターなど）とも連携を取るとともに、協定を締結している静岡県司法書士会を介し、司法書士の紹介を実施した。
適正管理・除却の推進	①空き家管理台帳の定期的な更新	・令和７年度に「富士市空き家実態調査」「空き家所有者アンケート調査」を実施した。
	②空き家の適正管理・除却に向けた伴走型相談体制の充実	・多くの相談を受け付けるため、町内会連合会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの集まりに出向き、空き家で困った場合は住宅政策課に連絡するよう周知を実施した。 ・空き家の苦情対応の専門スタッフによる繰り返しの指導や現地確認の結果、解決件数及び解決率が増加した。 ・特定空家等の除却を推進するため、令和元年度に「危険空家除却促進補助金」を創設した。
	③管理不全空き家に対する措置の適切な実施	・管理不全空き家の所有者等には、状況の改善に向け、庁内関係部署と連携した継続的な指導を実施した。 ・特定空家等については、法に基づいた適切な措置を実施した。 ・令和５年度から、所有者不明土地・建物管理人制度や相続財産清算制度を活用した空き家の処分を実施した。
利活用の推進	①空き家バンクの活性化	・本制度のメリットの一つでもある空き家リフォーム支援補助金（空き家バンク登録物件を購入・賃貸した際のリフォーム費用等に最大 100 万円の補助金を交付する制度）の効果もあり、成約件数が増加している。
	②空き家の多様な利活用の推進	・空き家利活用支援補助金（空き家を住宅以外の目的にリフォームする費用に対する上限 100 万円の補助制度）を実施している（令和５年度から実施）。
	③空き家を利活用する新たな担い手の発掘	・空き家を身近に感じてもらうことを目的に、実際の空き家を会場として、その壁をペンキで塗る空き家利活用体験セミナーを実施した。

（3）成果指標

後期計画の取組成果を評価する成果指標、並びに成果指標に関連のある参考値の値は、以下のとおりです。

凡例	◎：達成 ○：達成見込み △：未達成

成果指標	実績値（H30～R3）	R4～R7 実績	評価	目標値（R8）	達成状況
(1)空き家等相談件数	平均 87 件/年（計 348 件）	平均 111 件/年（計 447 件）	○	平均 120 件/年	・町内会連合会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの集まりに出向いて周知した結果、令和 4 ～ 7 年度の平均で 111 件/年まで伸びており、概ね目標を達成している。
(2)管理不全な空き家等の除却件数	平均 5.5 件/年（計 22 件）	平均 8.5 件/年（計 34 件）	◎	平均 6 件/年	・保安上危険な空き家 77 戸に対し、継続的に除却や適正管理の指導をした結果､34 件が改善され、目標を達成できた。
(3)空き家バンク登録件数（常時登録件数）	17 件（最大値）	20 件（最大値）	◎	20 件	・令和 7 年 4 月は 20 件に達し、目標を達成できた。
(4)空き家バンク有効活用件数	14 件（R3 年度まで）	71 件（R7 年度まで）	○	R8 年度までに 80 件	・空き家リフォーム支援補助金の効果もあり、令和 8 年 6 月時点で 75 件となっており、目標達成が見込まれる状況となっている。

■関連参考値

項目	実績	内容
相談解決件数	194 件（R4～R7 年度）	・R4～R7 の相談件数 447 件のうち、194 件解決できた。
解決率	43.8%	
解体補助による除却件数	141 件（R4～R7 年度）	・危険空家除却促進補助金は、令和 6 年度は交付件数、交付額ともに過去最大となるなど、危険な空き家の除却が進んでいる。 ・理由としては、解体業者への継続周知の効果に加え、法改正に伴い空き家に関する報道がテレビや新聞に報道されたことによる影響が考えられる。
累計登録数	96 件（R7 年度末）	・平成 30 年度に開設した空き家バンクの登録件数は年々増加しており、累計登録数は 96 件となった。
累計利用登録者数	268 件（R7 年度末）	・空き家バンクの利用登録者数は年々増加しており、累計利用登録者数は 268 件となった。

第 3 章

空き家対策の課題と改定の基本的な考え方

本計画では、後期計画と同様の３つの基本方針（「予防の推進」「適正管理・除却の推進」「利活用の推進」）を維持しつつ取り組んでいくことを目指し、本市の空き家対策の課題を体系的に整理したうえで、本計画の見直しに当たっての基本的な考え方を整理します。

	現　状	課　題
予防の推進	◆空き家所有者は、従来の適切な管理に加え、国、自治体の施策への協力が努力義務化。 ◆人口減少と高齢化が進行し、いわゆる空き家予備群である高齢者のみ世帯も増加。	**【課題１】市民の理解を深めるための情報発信の強化** ・所有者の責務強化の流れを受けて、**市民の住生活リテラシー（より良い住まい方を選択・判断する能力）の向上が求められている**ことから、市民の理解を深めるための情報発信の強化が課題となっています。 **【課題２】空き家予備群の所有者等への早期アプローチ** ・予防に向けては、**空き家になる前の段階から情報提供や相談などに対応することが重要**となることから、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯などの空き家予備群の所有者等への早期アプローチが課題となっています。
適正管理・除却の推進	◆空き家問題の原因になりやすい「使用目的のない空き家」の増加にも歯止めがかかっていない。 ◆支援制度等に関する情報不足が、空き家所有者の困りごとに。 ◆周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家になる前の段階から空き家の適切な管理が図られるよう、「管理不全空家」に対する措置が新設。	**【課題１】管理不全リスクの高い物件の早期発見** ・空き家が放置されることによる**管理不全リスクを抑制**するために、管理不全リスクの高い物件の早期発見が課題となっています。 **【課題２】空き家等の管理不全化の抑制** ・空き家の適正管理を希望する所有者が多くなっていますが、**空き家関連情報や資金の不足に加え、市が実施する空き家対策に関する情報が十分届いていないケースが多い**ことから、管理不全化の抑制が課題となっています。 **【課題３】管理不全空家等及び特定空家等に対する適切な措置の実施** ・**空き家等の「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の三本の柱で、総合的に対策を強化**することを目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第 50 号）が令和５（2023）年 12 月に施行されたことを踏まえ、管理不全空家等及び特定空家等に対する適切な措置の実施が課題となっています。
利活用の推進	◆既成市街地などでは、良好な状態の空き家が多い。 ◆近年は若者、子育て世代の転入数が増加傾向にあり、空き家の利活用につながるケースが期待される。 ◆空き家の賃貸・売却・維持管理を希望する所有者が増加。	**【課題１】空き家の早期流通化** ・空き家は、**放置期間が長くなると損傷が大きくなる傾向がある**ことから、中古住宅市場における空き家の早期流通化が課題となっています。 **【課題２】多様な空き家活用の展開** ・働き方やライフスタイルの多様化が加速する中、**市民や移住希望者のニーズに合った住宅ストックとしての空き家活用、地域特性に適した機能創出としての空き家活用などが求められている**ことから、本市においても多様な空き家活用の展開が課題となっています。 **【課題３】利活用を支援する情報発信と体制強化** ・利活用に向けては、**所有者（空き家物件）と利用希望者とのマッチング**面に問題があることから、マッチングの活性化・円滑化に向けて、利活用を支援する情報発信と体制強化が課題となっています。

改定の基本的な考え方

●空き家の賃貸・売却・維持管理を希望する所有者が多い一方で、マッチングや適正管理の支援不足に加え、支援制度に関する**情報が十分届いていない**ことが課題となっています。
●さらに空き家対策を進めるうえで、**行政・民間双方の人材不足**が課題となっています。
●上位計画である「第三次富士市住宅マスタープラン」では、**市民や移住希望者のニーズに合った住宅ストックとしての空き家活用**を進めるとともに、**地域特性に適した機能創出としての空き家活用**に取り組むことが求められています。
●令和５（2023）年の法改正により、所有者の責務強化が位置付けられたことから、**空き家所有者の住生活リテラシーの向上**に向けた取組が求められています。
●これらのことから、**空き家対策に関する幅広い情報発信や包括的なサポート体制の強化に向けて、これまでの取組で得られた知見を活かしながら、行政・地域・民間が連携した取組を発展・強化していくことが重要**と考えられます。

「予防の推進」の観点では、市民の理解を深めるための情報発信の強化や空き家予備群の所有者等への早期アプローチが課題となっていることから、**住んでいる段階からの管理の適正化や空き家化の未然防止につなげていくための情報発信や早期働きかけの充実・強化**を目指します。

「適正管理・除却の推進」の観点では、管理不全リスクの高い物件の早期発見や空き家等の管理不全化の抑制、管理不全空家等及び特定空家等に対する適切な措置の実施が課題となっていることから、これまで取り組んできた**管理不全リスクの高い物件の早期発見・早期働きかけ**に加え、**管理不全空家等及び特定空家等に対する措置**に適切に取り組んでいくことを目指します。

「利活用の推進」の観点では、**市民や移住希望者のニーズに合った空き家利活用、地域特性に適した機能創出としての空き家利活用**に向けて、空き家の早期流通化や多様な空き家活用の展開、利活用を支援する体制強化が課題となっていることから、**空き家バンクの実績（成功事例）の横展開に向けたＰＲ・広報の充実やマッチングに向けたサポート体制の強化**を目指します。

第 4 章

基本理念・基本目標

4 － 1　基本理念

4 － 2　基本目標

4 － 1　基本理念

今後の空き家対策を進めていくためには、「所有者等による管理の原則」を基本としつつ、空き家の発生予防や早期の対応を強化するとともに、空き家を地域資源として積極的に利活用していくことが重要となります。

特に、空き家となる前段階からの働きかけや、利活用に向けた支援体制の充実により、空き家の管理不全化を防ぐことが重要です。

そのためには、所有者が適正管理や利活用の主体として責任を果たすとともに、市民、地域団体、民間事業者など多様な主体が情報提供や活用に関わり、行政がこれらを支援・調整することで、相互に連携・補完し合う共創の体制を構築することが重要となります。

そこで、本計画の基本理念を**「空き家を地域のチカラに」**と定め、共創の取組により、空き家を単なる課題ではなく、市民や子育て世帯、移住・定住希望者の多様なニーズに合った住まいや、地域特性に適した機能創出など、利活用できる資源へと転換し、地域の安全性や住環境の向上、さらには地域活力の維持・向上へとつなげていくことを目指します。

基本理念のイメージ



4－2　基本目標

基本理念「空き家を地域のチカラに」の実現に向けて、空き家の状況や対象者に応じた対策を総合的かつ計画的に進めるために、基本目標を以下のとおり定めます。

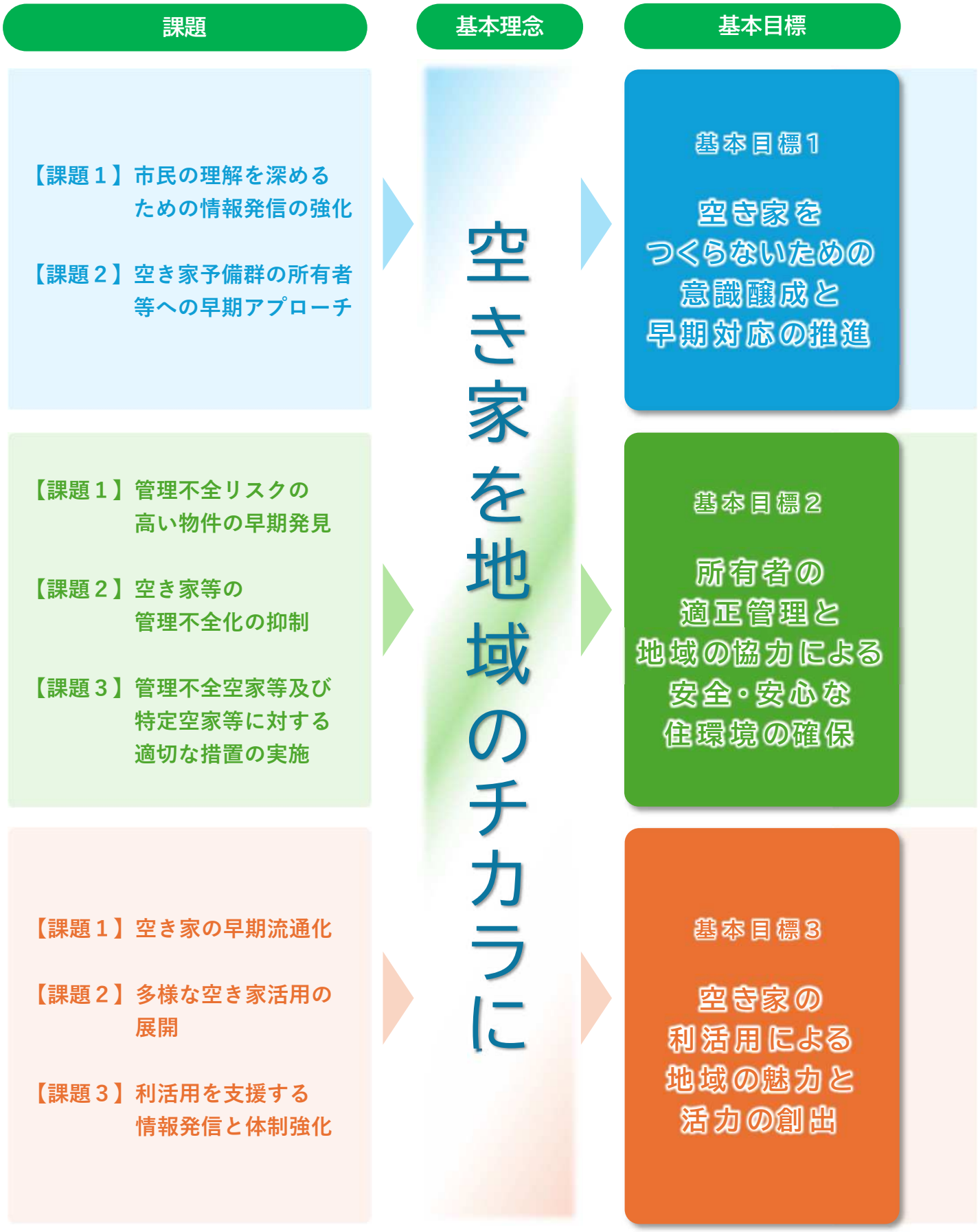
空き家状況	対象者	基本目標
空き家化のおそれがある住宅	 空き家予備群の所有者 相続予定者 子世代 （若い世代） など	**基本目標 1** **空き家をつくらないための意識醸成と早期対応の推進** 所有者やその家族が将来の住まいの管理や活用について早期から考え、空き家の発生を未然に防ぎ、次世代へ円滑に引き継いでいくために、空き家をつくらないための意識醸成と早期対応を目指します。
管理が不十分な空き家	  空き家所有者 相続人など	**基本目標 2** **所有者の適正管理と地域の協力による安全・安心な住環境の確保** 空き家の適正管理に加え、管理不全空家等・特定空家等による周辺環境への悪影響を未然に防止するために、所有者の適正管理と地域の協力による安全・安心な住環境の確保を目指します。
活用可能な空き家	 空き家所有者 相続人 移住･定住希望者 子育て世帯 民間事業者 など	**基本目標 3** **空き家の利活用による地域の魅力と活力の創出** 移住・定住希望者や子育て世帯の住まいとして空き家を利活用するなど、空き家の地域資源化を進めるために、空き家の利活用による地域の魅力と活力の創出を目指します。

第 5 章

推進する対策

５－１　「予防の推進」の取組
５－２　「適正管理・除却の推進」の取組
５－３　「利活用の推進」の取組
５－４　成果指標

基本理念「空き家を地域のチカラに」及び３つの基本目標を達成するため、以下に施策の体系を示します。



※P43 以降に示す「具体的な取組」のうち、新 の記載は、
第二次空家等対策計画で新たに追加した取組

基本方針と対策	具体的な取組
基本方針「予防の推進」	
1 空き家の発生予防に向けた情報発信と相談体制の強化	❶ 各種セミナー・出前講座等と専門家等による無料相談 ❷ 相談窓口との情報共有の迅速化 ❸ 空き家の発生予防に向けた情報発信 ❹ 長く住み続けられる住まいづくりの支援
2 空き家予備群の所有者やその子世代への早期働きかけ	❶ ターゲット層のライフステージの変化に応じたアウトリーチ型情報発信 ❷ 相続・終活支援と合わせた空き家対応の啓発 新 ❸ 子世代（若い世代）が住まいのこれからについて考える機会の提供 新
基本方針「適正管理・除却の推進」	
1 定期的な空き家調査による実態把握	❶ 空き家調査の実施 ❷ 空き家等の実態調査及び一元的管理 ❸ 空き家情報を基にした効果的な対応策の検討
2 空き家の適正管理･除却に向けた相談体制の強化	❶ 空き家所有者への継続的な情報発信と相談体制の拡充 ❷ 地域関係者との連携による空き家等の早期把握 新 ❸ 市民等からのワンストップ相談窓口 新
3 管理不全空家等･特定空家等に対する措置の適切な実施	❶ 管理が十分でない空き家への継続的な指導・支援 ❷ 管理不全空家等・特定空家等に対する法に基づいた適切な措置の実施 ❸ 所有者等が不明・不在の空き家への適切な対応の実施
基本方針「利活用の推進」	
1 空き家の利活用促進	❶ 空き家等の利活用促進に向けた情報発信と支援の充実 ❷ 空き家バンクの活性化に向けた民間事業者との連携強化 ❸ 民間事業者と連携した空き家利活用の相談対応の充実
2 まちづくりと連携した空き家の多様な利活用の促進	❶ 空き家の多様な利活用の支援と情報発信 ❷ 空き家を活用した移住・定住の支援 ❸ 居住誘導区域内の掲載物件の見える化 新 ❹ まちづくりの課題を踏まえた空き家活用の促進 新 ❺ 空家等活用促進区域導入の検討 新
3 担い手育成に向けた支援強化	❶ 空き家利活用に向けた情報発信、イベント開催 ❷ 空き家の利活用に向けた多様なニーズの掘り起こし 新 ❸ 空家等管理活用支援法人制度の導入 新

5 － 1　「予防の推進」の取組

所有者やその家族が将来の住まいの管理や利活用について早期から考え、空き家化を防いでいくための取組を進めます。

対策 1　空き家の発生予防に向けた情報発信と相談体制の強化

空き家予備群の所有者や相続予定者、子世代（若い世代）などに対して、引き続き各種セミナーやチラシ、相談会などを通じて、空き家の発生予防に向けた準備の必要性に加え、空き家が周辺環境に与えるデメリット（防災、衛生、景観等の問題）や適正管理、利活用などに関する情報提供を行うなど、市民の理解を深めるための情報発信の強化に取り組みます。

また、空き家に関する相談を、相談窓口である住宅政策課に迅速に案内される仕組みづくりに向けて、庁内関係部署や関係団体、町内会・区などとの連絡・情報共有の迅速化に取り組みます。

具体的な取組	内容
各種セミナー・出前講座等と専門家等による無料相談	現在実施している「空き家発生予防セミナー」や「地区班長常会の出前講座」を継続・拡充するために、町内会・区やまちづくり協議会などの協力のもとで全地区展開に取り組みます。 空き家の発生予防に向けた専門家等の無料相談の実施に取り組みます。
相談窓口との情報共有の迅速化	空き家に関する相談を相談窓口である住宅政策課に迅速に案内できるようにするために、庁内関係部署や関係団体、町内会・区などとの連絡・情報共有の迅速化を進めます。
空き家の発生予防に向けた情報発信	管理者意識の醸成を進めるために、市ウェブサイト等による情報発信、空き家の発生予防のパンフレットの作成・配布に取り組みます。
長く住み続けられる住まいづくりの支援	住宅等の空き家化抑制に向けて、長く住み続けられる住まいづくりを進めるために、第三次富士市住宅マスタープランとの連携のもと、耐震化支援などの関連対策に取り組みます。



空き家発生予防セミナーの様子

対策 2　空き家予備群の所有者やその子世代への早期働きかけ

空き家予備群の所有者である高齢者は、生活困窮や認知機能の低下などが要因となって、住まいの適正管理や将来の意思決定への対応が困難になるケースがあることから、早期働きかけが重要となります。

また、空き家化を抑制していくためには、本人だけでなくその家族や子世代（若い世代）も一緒になって、住まいの将来について考えてもらうことが重要になります。

このため、高齢者の終活の一つとして、空き家対応に取り組むことの重要性を啓発するとともに、若い世代に対して、住まいのこれからについて考える機会の提供に取り組みます。

具体的な取組	内容
ターゲット層のライフステージの変化に応じたアウトリーチ型情報発信	高齢期の住み替えに伴う持ち家の空き家化を抑制するために、庁内関係部署との連携のもと、高齢単身や高齢夫婦等の暮らしの変化（転居や施設入所、入院等）のタイミングで空き家関連のチラシを配布するなど、空き家予備群の所有者等に対する適時適切な意識啓発の実施に取り組みます。
相続・終活支援と合わせた空き家対応の啓発 新	相続などのタイミングと合わせた空き家対策の啓発に取り組むために、「おくやみ窓口」などを訪れた市民に対する情報提供・啓発に取り組みます。 「市政いきいき講座」における終活入門講座の実施や「住まいのエンディングノート」の周知など、相続・終活支援と併せた空き家対策の啓発に取り組みます。
子世代（若い世代）が住まいのこれからについて考える機会の提供 新	子世代への周知に取り組むとともに、子世代に興味を持ってもらえるコンテンツづくりと子世代がよく利用する媒体（動画配信サービスなど）を活用した情報発信に取り組みます。



動画配信サービスを活用した情報発信
（大学と連携した空き家対策に関する動画作成）

QR コードから動画をご視聴いただけます。



5 － 2　「適正管理・除却の推進」の取組

所有者による空き家の適正管理を促進するとともに、管理不全空家等・特定空家等への指導強化を図るための取組を進めます。

対策 1　定期的な空き家調査による実態把握

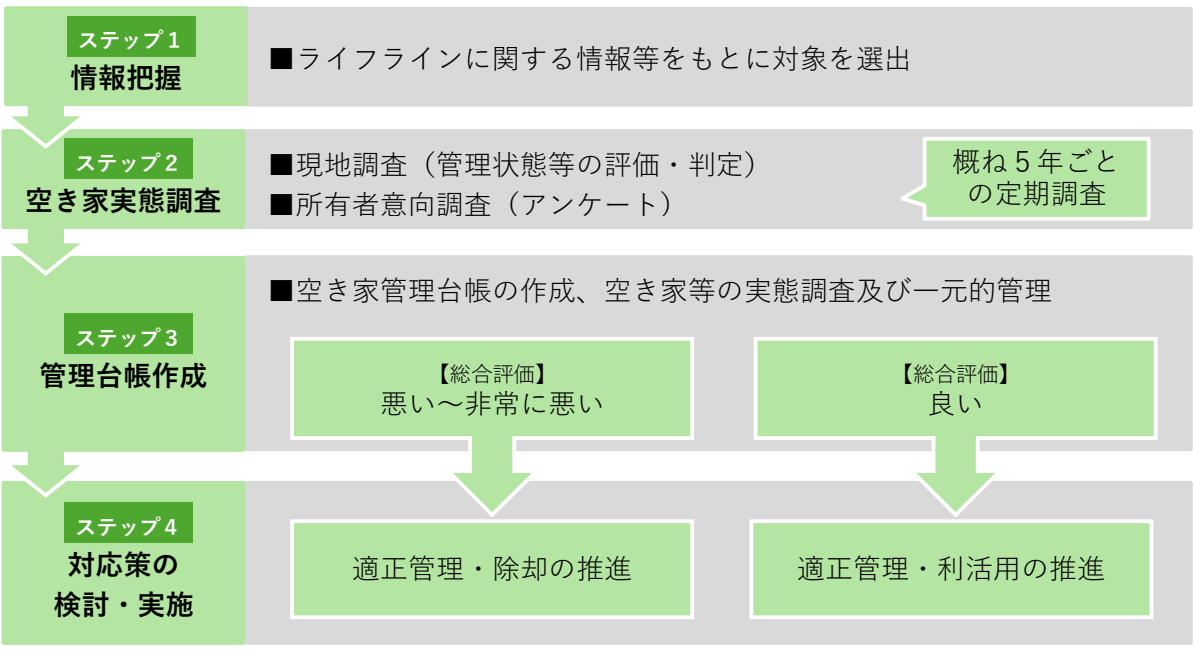
これまで定期的に実施している空き家の実態調査について、今後も計画改定のタイミングと合わせて実施するとともに、空き家管理台帳を適切に更新します。

これにより、市内の空き家等の分布状況や管理状況の把握に努めるとともに、更新した空き家管理台帳を分析することにより、効果的な空き家対策の検討・実施に取り組みます。

また、管理不全リスクの高い物件の早期発見に向けて、地域から空き家相談・情報が寄せられた場合は、空き家管理台帳の適切な更新に努めます。

具体的な取組	内容
空き家調査の実施 （下記「ステップ１」参照）	市内における空き家等の分布状況や管理状態等を把握し、迅速な情報収集及び対策の実施に結び付けるために、富士市水道局から提供を受けた閉栓データ等をもとにした空き家調査の実施に取り組みます。
空き家等の実態調査及び一元的管理 （下記「ステップ２、３」参照）	空き家の実態調査により空き家管理台帳を作成し、一元的管理に取り組みます。また、空き家所有者や空き家周辺の住民等から寄せられた空き家相談などを基に、必要に応じて空き家管理台帳を適宜更新します。
空き家情報を基にした効果的な対応策の検討 （下記「ステップ４」参照）	空き家管理台帳の分析により、空き家情報を基にした効果的な対応策を検討します。

空き家の情報把握～対策の検討・実施までの大まかな流れ



対策 2　空き家の適正管理・除却に向けた相談体制の強化

空き家の管理不全状態を防ぐため、空き家関連情報や市が実施する支援策に関する情報発信に取り組み、空き家となっている建物や植木等の定期的な管理の必要性を周知するとともに、空き家の管理、解体費用や相続問題、売却等の解決に向け、県や関係団体との連携のもとで、空き家の困りごとに対する相談体制の拡充に取り組みます。

また、管理不全リスクの高い物件の早期把握に向けて、庁内関係部署や関係団体、町内会・区などとの連絡・情報共有の迅速化に取り組みます。

具体的な取組	内容
空き家所有者への継続的な情報発信と相談体制の拡充	静岡県と連携し、空き家問題の解決に向けた専門家等による無料相談会やフォローアップ支援を開催し、空き家所有者等への継続的な支援に取り組みます。 空き家の発生を抑制するための特例措置※1 や危険な空き家の除却費用に対する支援制度（富士市危険空家除却促進補助金※2）の周知に取り組みます。
地域関係者との連携による空き家等の早期把握 新	高齢者ネットワーク(地域包括支援センターや民生委員等)や町内会・区等に対して寄せられた相談を、相談窓口である住宅政策課に迅速につなげることで、管理不全リスクの高い物件の早期把握に取り組みます。 町内会・区等に対しては、会合等で空き家対策の窓口は住宅政策課になることを継続的に周知していきます。
市民等からのワンストップ相談窓口 新	市民等からの空き家に関する相談への対応は、効率的な行政運営や市民への行政サービス向上の視点から、これまでと同様に相談窓口を住宅政策課に一本化し、相談のワンストップ化、情報管理の一元化に取り組みます。 市民等からの相談内容は多岐にわたることから、庁内関係部署や庁外の関係機関・団体との情報共有・連携を進め、効果的かつ迅速な相談対応を可能とする体制構築に取り組みます。

※1）空き家の発生を抑制するための特例措置
相続日から起算して３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋または敷地の譲渡に当たり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から 3,000 万円(家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が３人以上の場合は 2,000 万円)を特別控除する制度。

※2）富士市危険空家除却促進補助金
一定の要件を満たす危険な空き家の解体工事費の一部を補助する制度。補助額は、基本額が工事費の２分の１（上限 30 万円）、加算額が住民税非課税世帯の場合に工事費の 10 分の１（上限 20 万円）。

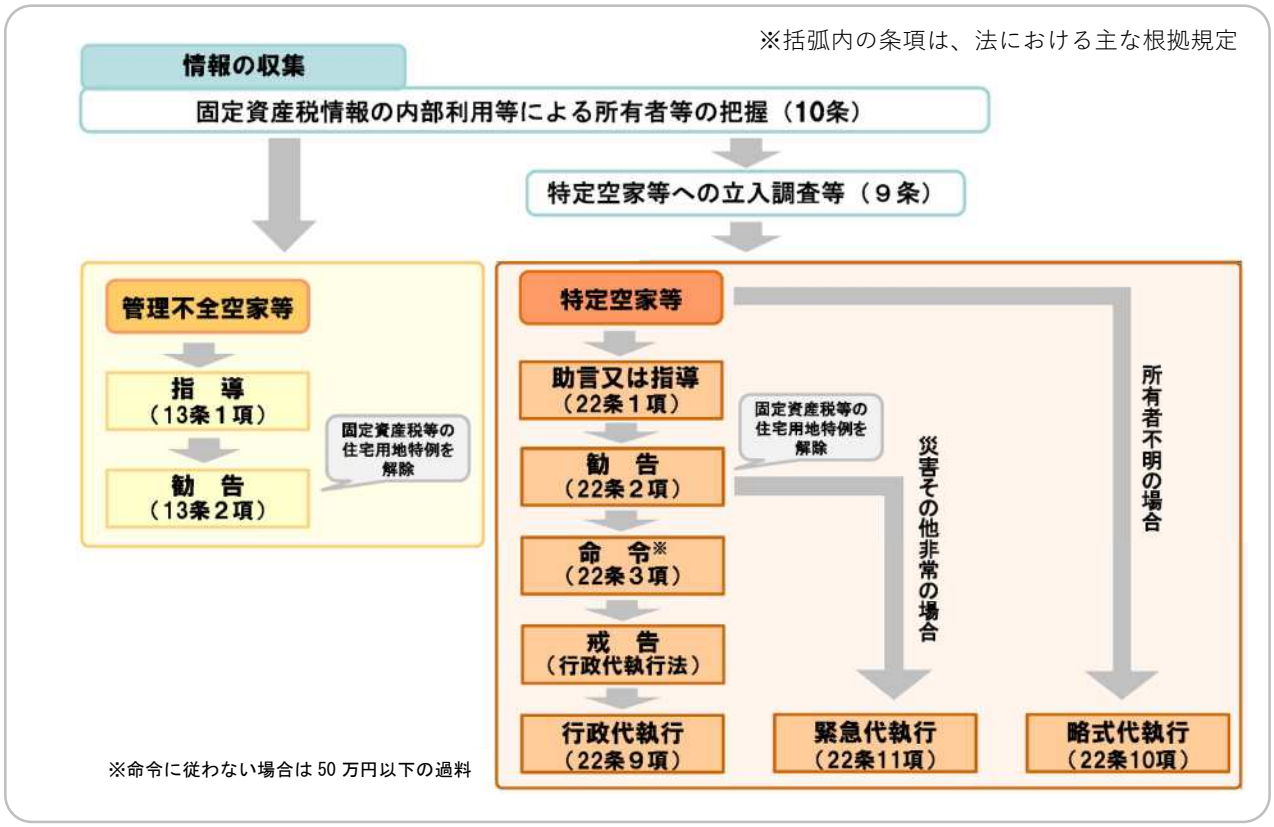
対策 3　管理不全空家等･特定空家等に対する措置の適切な実施

管理が十分でない空き家の所有者等には、状況の改善に向け、庁内関係部署と連携した継続的な指導を実施するとともに、適正な管理に向けた支援体制の構築に取り組みます。

所有者等が不明・不在の場合は、不在者財産管理人制度・相続財産管理人制度の適正活用の推進、管理不全空家等・特定空家等には法に基づいた適切な措置の実施に取り組みます。

具体的な取組	内容
管理が十分でない空き家への継続的な指導・支援	管理が十分でない空き家の所有者等には、状況の改善に向け、庁内関係部署と連携した継続的な指導を実施するとともに、適正な管理に向けた支援に取り組みます。 特定空家や特定空家に相当する危険な空き家の除却に向けて、富士市危険空家除却促進補助金の活用を支援します。
管理不全空家等・特定空家等に対する法に基づいた適切な措置の実施	管理不全空家等・特定空家等については、法に基づく助言・指導や勧告等を適切に実施し、所有者等による改善を促します。 特定空家等については、周辺への影響を踏まえながら、段階的に必要な措置の実施に取り組みます。
所有者等が不明・不在の空き家への適切な対応の実施	所有者等が不明・不在の場合の対応策として、不在者財産管理人制度・相続財産管理人制度の周知、実施に取り組みます。

管理不全空家等・特定空家等に対する具体的な措置の流れ



資料：「特定空家等・管理不全空家等」と判断するための判定基準　静岡県空家等対策市町連絡協議会

5－3　「利活用の推進」の取組

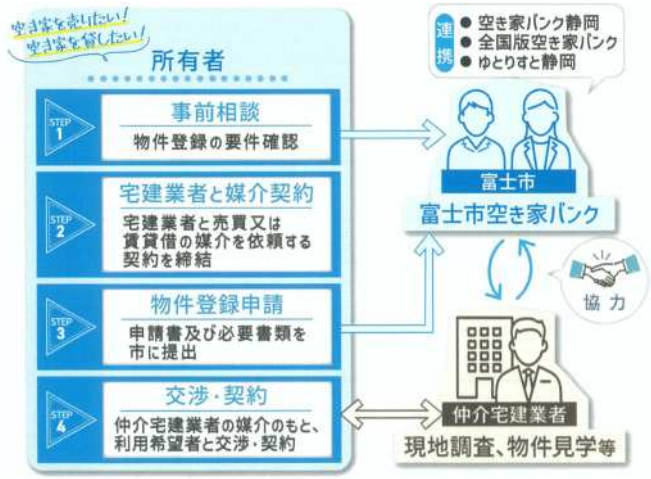
移住・定住希望者や子育て世帯の住まいとして空き家を利活用するなど、空き家の地域資源化を進めるための取組を進めます。

対策 1　空き家の利活用促進

空き家の所有者・利用者のマッチング支援に向けて、登録物件の掘り起こし、空き家バンクや物件情報の効果的な周知、市ウェブサイトを通じた利活用希望者への積極的な情報発信など、空き家バンクの利用促進に取り組みます。

具体的な取組	内容
空き家等の利活用促進に向けた情報発信と支援の充実	空き家バンクの活用や情報発信の充実により空き家の流通を促進するとともに、不動産事業者等と連携しながら、住宅、店舗、地域活動拠点、福祉施設等への多様な利活用を推進します。 多様な空き家利活用を促進するために、富士市空き家リフォーム支援補助金※1により、空き家の改修・リフォーム等の支援に取り組みます。
空き家バンクの活性化に向けた民間事業者との連携強化	空き家バンクの活性化及び安全性の向上を図るため、登録物件への宅建業者との媒介契約を必須とするとともに、物件調査、情報発信、契約手続等において民間事業者との連携を強化します。
民間事業者と連携した空き家利活用の相談対応の充実	インスペクション※2や耐震化等に関する情報提供に取り組むなど、民間事業者との連携のもと、空き家利活用に関する相談対応の充実に取り組みます。

空き家バンクの物件登録の流れ



※1）富士市空き家リフォーム支援補助金
「空き家バンク」に登録された空き家を住宅として活用するためのリフォーム工事費の一部を補助する制度。補助額は工事費の２分の１（上限 80 万円）で、市外からの転入者には 20 万円を加算。

※2）インスペクション
既存住宅の劣化や欠陥の有無を専門家が調査・診断する住宅検査（建物状況調査）。中古住宅の品質や状態を客観的に把握するために実施される。

対策 2　まちづくりと連携した空き家の多様な利活用の促進

移住・定住の促進、子育て支援の充実、集約・連携型の都市づくりの推進など、まちづくりの課題が多様化していることを踏まえて、空き家の多様な利活用の促進に取り組みます。

具体的な取組	内容
空き家の多様な利活用の支援と情報発信	富士市空き家利活用支援補助金※による空き家の改修・リフォーム等の支援に取り組みます。 二拠点生活や趣味的用途などへの転用など、空き家の住宅以外の利活用事例等の情報発信に取り組みます。
空き家を利活用した移住・定住の支援	移住・定住のまちづくり分野との連携のもと、移住相談会と空き家相談会の同時開催、空き家見学ツアーやお試し居住などに取り組みます。
居住誘導区域内の掲載物件の見える化 新	空き家バンク掲載物件について、居住誘導区域内に位置する物件であることが利活用希望者に分かりやすくなるよう、表示方法や情報提供の充実に取り組みます。
まちづくりの課題を踏まえた空き家利活用の促進 新	居住誘導区域における空き家リフォーム支援補助金の上乗せや子育て世帯向け加算など、移住・定住の促進、子育て支援の充実、集約・連携型の都市づくりの推進といったまちづくりの課題を踏まえた優遇制度の導入に取り組みます。
空家等活用促進区域導入の検討 新	市区町村が重点的に空家等の利活用を図るエリアを定め、区域内で空家等の所有者等への要請や、規制の合理化等を措置を講じることができる制度である「空家等活用促進区域」の導入に向けて、まちづくり分野との連携のもと、先進事例の調査に取り組みます。

空き家の多様な利活用のイメージ



※）富士市空き家利活用支援補助金
空き家の利活用のため、地域の活性化に繋がる空き家の改修工事に対し補助金を交付する制度。

対策 3　担い手育成に向けた支援強化

空き家の利活用に取り組む多様な担い手確保に向けて、空き家利活用体験セミナーの再構築や新たな空家等管理活用支援法人制度などの導入に取り組みます。

具体的な取組	内容
空き家利活用に向けた情報発信、イベント開催	空き家を身近に感じてもらうことを目的に、実際の空き家を会場として開催する空き家利活用体験セミナーについて、参加者の増加に向けてイベント規模の拡大に取り組みます。 空き家の利活用事例の発信に向けて、空き家リノベーション見学会の開催に取り組みます。
空き家の利活用に向けた多様なニーズの掘り起こし 新	起業希望者、移住希望者、地域活動団体、NPO、学生、民間事業者等の多様な主体から利活用希望を募り、その情報を空き家所有者へ発信することで、空き家と利活用希望者とのマッチングを促進します。 空き家の利活用事例や利活用希望者の活動内容等を広く周知することで、新たな利活用の機運を高め、空き家等の流通及び利活用の促進を図ります。
空家等管理活用支援法人制度の導入 新	空家等管理活用支援法人制度の導入を視野に、空き家等の管理や利活用に関する相談支援、所有者等との調整、利活用希望者とのマッチングなど、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組みます。

「空家等管理活用支援法人」の概要

○「空家等管理活用支援法人」とは、空き家の利活用・管理に係る相談や所有者と利活用希望者のマッチング等を行う主体が活動しやすい環境を整備するため、空き家の利活用や管理に積極的に取り組む法人を市が指定する制度です。指定対象には、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、空家等の管理又は活用を図る活動を行う会社のほか、商工会議所等を含むその他の営利を目的としない法人が含まれます。





資料：国土交通省資料

5 － 4　成果指標

基本方針「予防の推進」

指標①	現状値	目標値
各セミナー・イベント等の参加者数	200 人/年（平均） 令和 4 ～ 7 年度	250 人/年（平均） 令和 9 ～18 年度
指標の定義（出典等）	空き家発生予防セミナー、出前講座等の市民向け啓発事業の参加者数	
目標値の設定根拠	セミナーの開催地区や対象者、周知方法を増やすことで、現状値を上回る参加者数を目指す。	
主な関連施策	**対策 1 ｜空き家の発生予防に向けた情報発信と相談体制の強化** ・各種セミナー・出前講座等と専門家等による無料相談 ・相談窓口との情報共有の迅速化	

基本方針「適正管理･除却の推進」

指標②	現状値	目標値
空き家等相談件数	111 件/年（平均） 令和 4 ～ 7 年度	120 件/年（平均） 令和 9 ～18 年度
指標の定義（出典等）	相談窓口（住宅政策課）に寄せられた空き家等相談件数	
目標値の設定根拠	第 1 期計画の目標値が達成見込みとなっていることから、同様の相談件数を目指す。	
主な関連施策	**対策 2 ｜空き家の適正管理・除却に向けた相談体制の強化** ・空き家所有者への継続的な情報発信と相談体制の強化 ・地域関係者との連携による空き家等の早期把握	

指標③	現状値	目標値
解体補助による除却件数	35 件/年（平均） 令和 4 ～ 7 年度	40 件/年（平均） 令和 9 ～18 年度
指標の定義（出典等）	保安上危険な空き家の除却件数	
目標値の設定根拠	現状値を上回る除却件数を目指す。	
主な関連施策	**対策 3 ｜管理不全空家等・特定空家等に対する措置の適切な実施** ・管理が十分でない空き家への継続的な指導・支援	

基本方針「利活用の推進」

指標④	現状値	目標値
空き家バンク有効活用件数	71 件（累計） 平成 30～令和 7 年度	150 件（累計） 平成 30～令和 18 年度

指標の定義（出典等）	富士市空き家バンクに登録された物件のうち、売買または賃貸借契約が成立し、空き家の有効活用に至った件数。
目標値の設定根拠	空き家バンクの周知、登録物件の掘り起こし、改修・リフォーム等への支援、民間事業者との連携による相談対応の充実などを進めることで、現状値の倍以上の件数を目指す。
主な関連施策	**対策 1 ｜ 空き家バンクの利用促進** ・空き家バンクの周知と改修・リフォーム等の支援 ・民間事業者と連携した空き家利活用の相談対応の充実 ・空き家バンクの活性化に向けた民間事業者との連携強化

指標⑤	現状値	目標値
空き家バンク協力事業者等の登録事業者数	38 件（累計） 令和 4 ～ 7 年度	75 件（累計） 令和 4 ～18 年度

指標の定義（出典等）	空き家バンク協力事業者等や空き家対策のパートナー制度等における登録者数。
目標値の設定根拠	空き家バンク制度の趣旨に賛同する宅建業者を「協力事業者」として募集することで、現状値の倍程度の件数を目指す。
主な関連施策	**対策 3 ｜ 担い手育成に向けた支援強化** ・空家等管理活用支援法人制度の導入

第 6 章

対策の実施体制

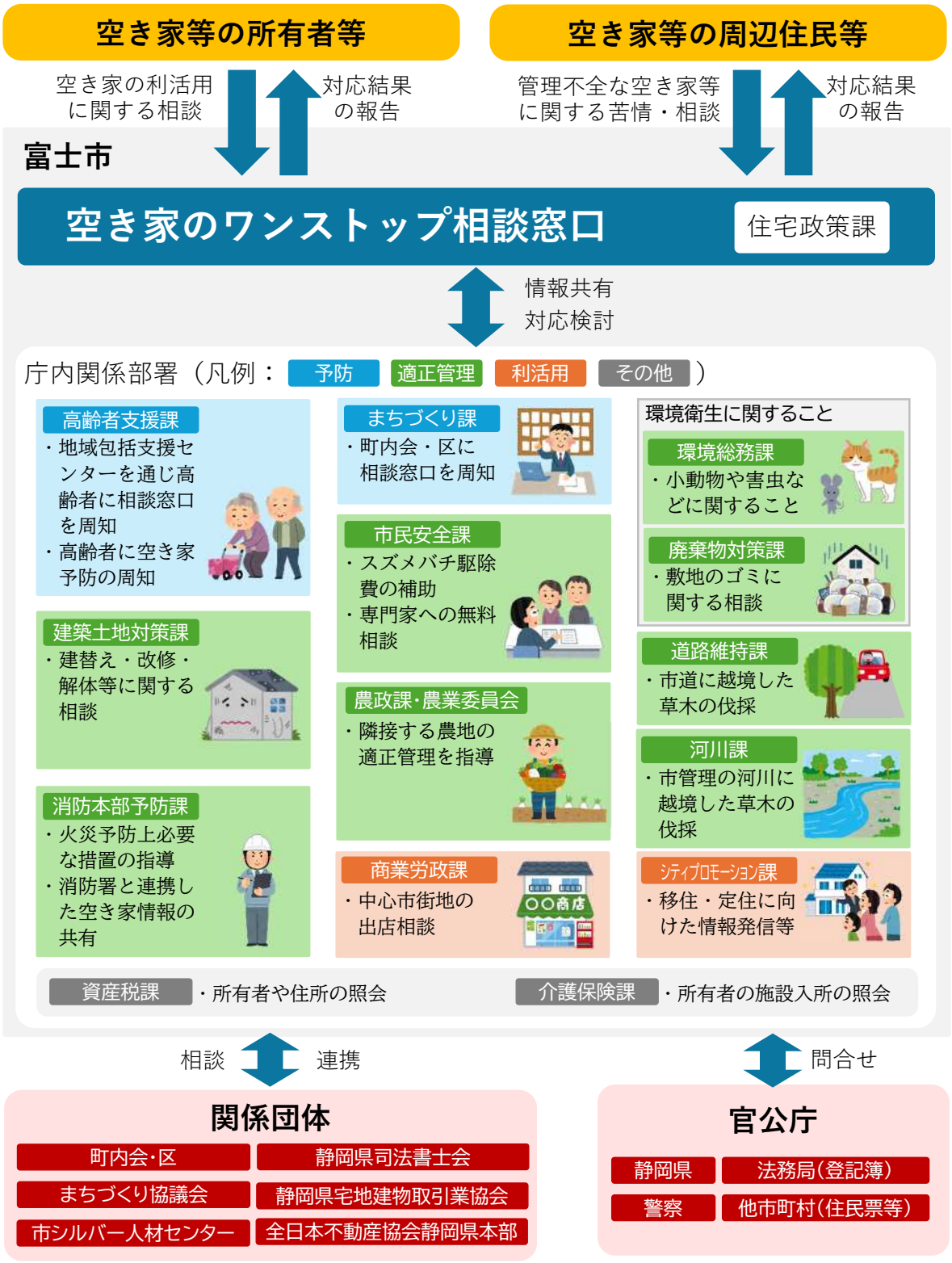
6 － 1　市民等からの相談への対応と対策の実施体制
6 － 2　官民連携の体制づくり
6 － 3　特定空家等に対する措置などを審議する体制
6 － 4　計画の検証と見直し

6 － 1　市民等からの相談への対応と対策の実施体制

市民等からの空き家に関する相談への対応は、効率的な行政運営や市民への行政サービス向上の視点から、これまでと同様に相談窓口を住宅政策課に一本化し、相談のワンストップ化、情報管理の一元化に取り組みます。

市民等からの相談内容は多岐にわたることから、庁内関係部署や庁外の関係機関・団体との情報共有・連携を進め、効果的かつ迅速な相談対応と総合的かつ効果的な対策の推進に取り組みます。

■市民等からの相談への対応体制（庁内組織名称は、令和８年度現在の名称）



6－2　官民連携の体制づくり

本市ではこれまで、空き家所有者が安心して相談できる環境づくりを進めるため、令和４年度から「富士市空き家バンク協力事業者」登録制度を開始し、市ウェブサイトでの情報発信や事業者一覧の提供などを行ってきました。

一方、空き家対策を効果的に進めるためには、行政だけでなく、不動産事業者、建築関係事業者、民間団体等の多様な主体が連携し、それぞれの専門性を活かしながら所有者を支援する体制づくりが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、本市では、空き家の流通、管理、利活用、相続相談などに対応できる事業者や団体との連携を強化するため、空き家対策のパートナーとなる事業者等を登録する制度の導入に取り組み、登録事業者と連携しながら、所有者が抱える様々な課題に対して適切な支援につなげるとともに、空き家の発生予防や利活用の促進を図ります。

また、令和５（2023）年の法改正により創設された「空家等管理活用支援法人制度」については、空き家の管理や利活用に関する相談対応、所有者と利活用希望者とのマッチングなどを担うことができる制度であり、行政と民間との連携を強化する有効な仕組みの一つとなることから、本市においても導入に向けた取組を進めます。

具体的には、空き家対策のパートナー事業者等による官民連携のネットワーク形成を進め、その中で実績や信頼性、継続的な活動能力を有する団体等については、将来的に空家等管理活用支援法人への指定も視野に入れながら、官民連携による空き家対策の推進体制の充実を図ります。

■制度化のイメージ（案）



■支援法人の業務

一　空き家の管理または活用に関する情報の提供や必要な援助、または相談
二　定期的な空き家の状態の確認、空き家の活用のために行う改修その他の空き家の管理または活用のため必要な事業
三　空き家の所有者等の探索
四　空き家の管理または活用に関する調査研究
五　空き家の管理または活用に関する普及啓発
六　その他、空き家の管理または活用を図るために必要な事業

6－3　特定空家等に対する措置などを審議する体制

本市における空家等対策計画の作成・変更、並びに実施に関する協議を行うために組織している「富士市空家等対策協議会」において、管理不全空家等、特定空家等に対する措置などに関する公正な審議、判断を行います。

■富士市空家等対策協議会の概要

	概要
審議事項	・特定空家等の認定 ・管理不全空家等、特定空家等に対する措置 ・その他、管理不全空家等、特定空家等に対する措置に関して必要な事項
委員構成	・公共的団体の代表者等、学識経験者、関係行政機関の職員、市長が必要と認める者

6－4　計画の検証と見直し

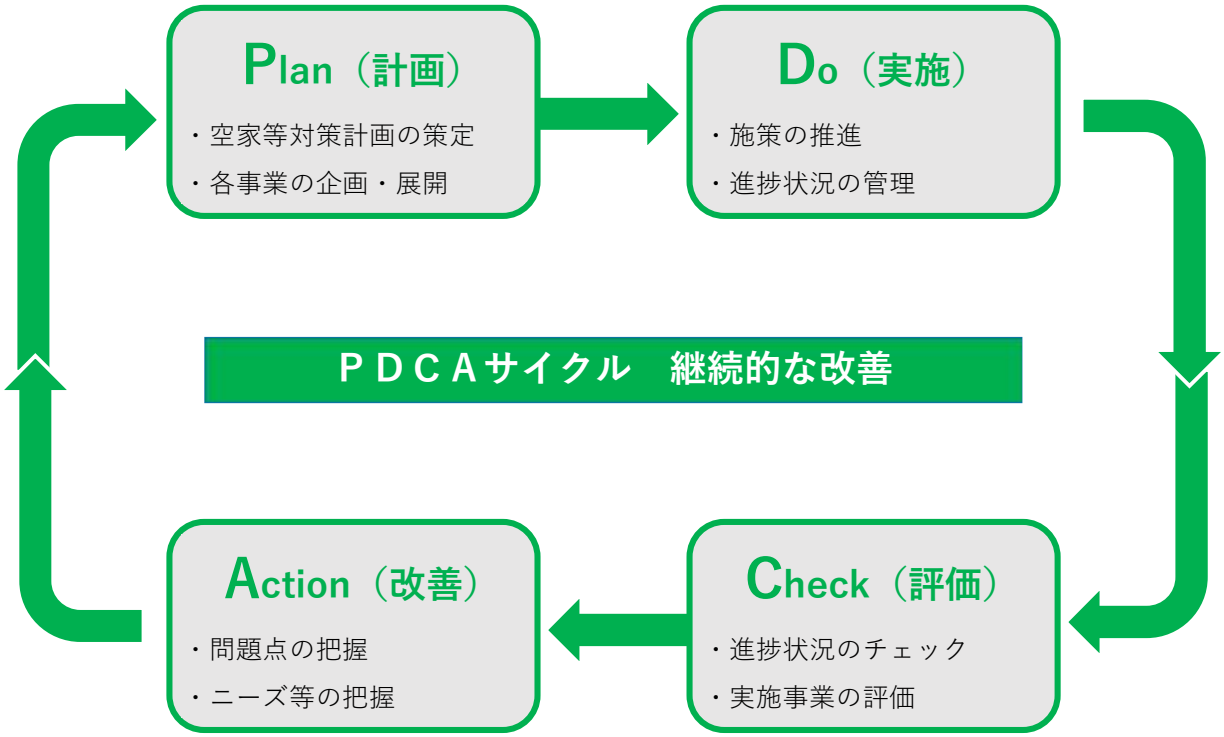
空家等対策計画の実施に当たっては、計画の進捗状況や成果を適時・適切に評価し、必要に応じて柔軟に対応していくことが求められています。

このため、本計画の推進に当たっては、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方を採用します。

具体的には、計画（Plan）を実行（Do）に移し、結果・成果を評価（Check）したうえで、改善・改良（Action）を加え、計画内容の改定へとつなげていくことを目指します。

計画内容の改定に当たっては、富士市空家等対策協議会や庁内検討部会を開催しながら、各種の評価や検証、具体的な見直し案の立案を行うことを基本とします。

■ＰＤＣＡサイクルのイメージ



参考資料

１．計画策定の体制及び経過

1．計画策定の体制及び経過

（1）富士市空家等対策協議会　名簿

（敬称略）

		氏名	所属団体等
1	会長	金指　祐樹	富士市長
2	委員	千葉　辰夫	富士市町内会連合会　会長
3	委員	大貫　薫子	きらり交流会議　運営委員
4	委員	輿石　逸貴	静岡県弁護士会
5	委員	羽生田　宏枝	静岡県司法書士会
6	委員	影山　裕香	（公社）静岡県宅地建物取引業協会
7	委員	池野　裕介	静岡県土地家屋調査士会 富士支部　支部長
8	委員	吉永　敏久	（一社）富士建築士会　直前会長
9	委員	渡邉　泰明	（福）富士市社会福祉協議会　会長
10	委員	鈴木　優彦	富士商工会議所　特任参事
11	委員	山田　仁志	富士警察署　生活安全課長

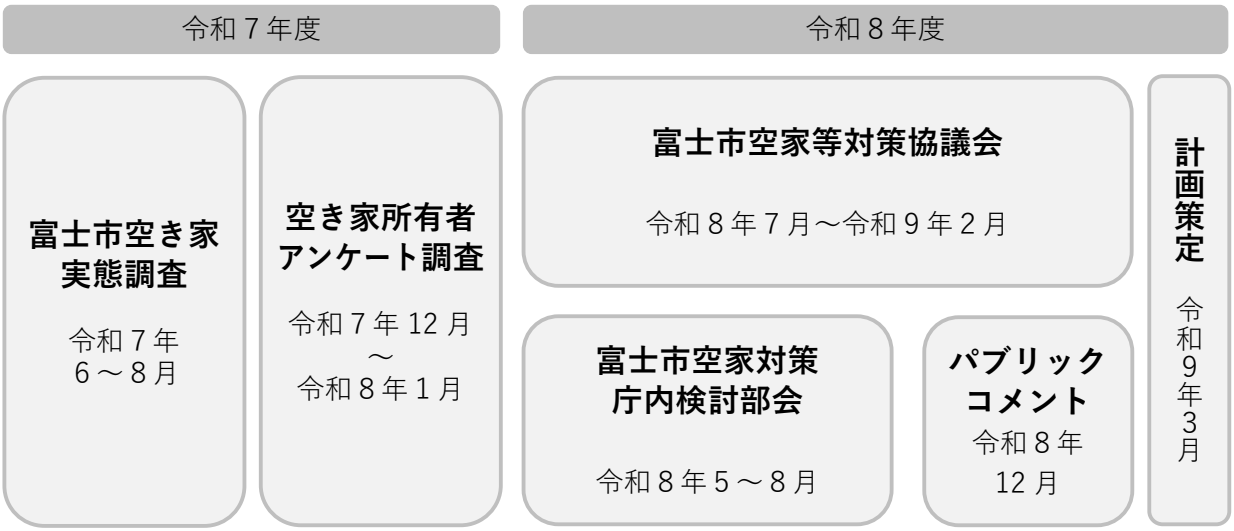
オブザーバー：消防本部予防課長　吉田　隆行

（2）富士市空家等対策計画庁内検討部会　委員名簿

	部	課	担当（室）
1	総務部	シティプロモーション課	移住定住推進室
2	財政部	資産税課	家屋担当
3	市民部	まちづくり課	コミュニティ活動推進担当
4	〃	市民安全課	市民相談担当
5	環境部	環境総務課	環境衛生担当
6	産業交流部	商業労政課	商業・サービス担当
7	〃	農政課	農業振興担当
8	都市整備部	都市計画課	都市政策担当
9	〃	建築土地対策課	建築安全推進担当
10	建設部	道路維持課	調査維持担当
11	消防本部	予防課	査察担当

（3）策定の経緯

第二次富士市空家等対策計画の策定に当たっては、これまでの取組を検証するとともに、空き家調査の結果から課題を整理したうえで、「富士市空家等対策協議会」や「富士市空家対策庁内検討部会」での議論を踏まえて、第二次富士市空家等対策計画を策定しました。



第二次　富士市空家等対策計画

富士市　住宅政策課

417-8601　静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

電話番号　0545-55-2814（直通）／FAX 番号　0545-57-2828

E-mail　to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp